

令和6年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和6年3月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
人 事 課 長	石 川 浩 道 君
人 事 課 長 補 佐	鈴 木 滋 君
財 政 課 長	山 田 正 巳 君
契 約 検 査 室 長	打 越 英 樹 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君
高 齢 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	重 原 裕 美 君
健 康 医 療 政 策 課 長	山 本 哲 也 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	糸 屋 明 子 君
保 険 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君

農政課長補佐	島田耕一君
学務課長	稲田和幸君
おいしい給食推進室長	石井謙君
おいしい給食推進室長補佐	豊田修司君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第5号

令和6年3月14日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番畑岡洋二君、16番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。また、議員、執行部とも、分かりやすい質問、答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、8番内桶克之君の発言を許可いたします。

内桶克之君。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 8番、かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

議長にパネルの使用の許可をお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○8番（内桶克之君） ありがとうございます。

今回の一般質問は、教職員等の適正配置と業務改善についてと、有機農業の取り組みについて、そして職場におけるハラスメント防止と人事評価制度についての大項目三つです。よろしく申し上げます。

早速ですが、大項目1、教職員等の適正配置と業務（事務）改善についてに入ります。

笠間市内には小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校、合わせて16校の市立の学校

があります。児童生徒数は、毎年減少傾向にあります。しかし、一人一人の児童や生徒に寄り添う教育のニーズは増してきていると思います。児童生徒の多様化や教育ニーズへの対応などにより、教職員等の適正配置による体制づくりに加えて、教職員の既存業務や事務の改善が必要となってきています。令和6年度予算では、教職員の業務改善の推進や中学校及び義務教育学校後期課程で校内フリースクールの開設などの経費が計上されています。

このような状況の中、教職員等の適正な配置と業務、事務の改善について伺います。
パネルの掲示をします。

まず、小学校の児童数の5年間の推移、このグラフを見てもらいますと、全体的に減少傾向が分かると思います。右下がりになっているということで、その中でもみなみ学園の前期課程、友部小学校が微増となっていて、友部第二小学校が増加傾向にあるということが分かると思います。ここが、友部第二小学校が今、増加傾向にあるということです。

中学校ですね、中学校はみんな並行的に右下がりの状態ですが、その年によって変化をしているということで、これはみなみ学園などは、笠間中学校、みなみ学園の相互関係などもあると思います。全体的に減少傾向にあるということです。

それでは、小項目1、学校規模と適正な教職員の配置について伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 内桶議員の御質問にお答えをいたします。学校規模と適正な教員の配置についてでございます。

学校に配置される教職員の定数についてですが、学級数等に応じて定められている基礎定数、いわゆる学級数に応じた定数と、指導方法の工夫改善や支援体制を必要とする子どものために応じた加配定数との二つに分かれております。

茨城県の場合には、小学校5年生までは、児童35人で1人の担任を配置します。6年生、そして中学校、義務教育学校の後期課程については、児童生徒40人で1人の担任が配置されている状況です。

なお、本市におきましては、本年度から市採用の教職員も2名採用している状況でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今、基本的な義務標準法というのがあって、学級数と加配によって定められている、定員数をやっているということですが、市の採用になっている先生、それは定数の中には入っているんですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

市の採用の2名については定数外となっておりますので、市独自で小さな学校で教職員がどうしても足りないところに配属をするということで、2名を今年度雇っているという状況です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 学校によっては講師の先生もかなりいると思うのですが、その方も必要に応じて入れているのですけれども、定数内で必要に応じて入れるということではよろしいのですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、今、全国的に教職員が少ない状況があって、講師が、定数内で採用する講師と、それから産休・育休補充の講師というふうな形の2種類に分かれておりますので、大体講師は定数内での形に配属されています。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 一応、定数内で講師も含めてやっているということなんですよ。

再質問なのですが、今回、令和6年度の予算の中に、寄り添う教育・指導の強化として、児童生徒の多様なニーズ、教育的ニーズに応えるため、特別支援教育、不登校への対応ということで、特別支援教育支援員配置事業というのを行います。ここに1億834万6,000円という金額が計上されているのですが、これとその適正な配置という関係ではどうなんですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員御質問の特別支援教育支援員の配置のことについてだと思いますけれども、これは各市町村で単独で予算をつけて配置をしている状況のものでございまして、この支援員の役割というのは、要するに教室の中で支援を必要とする、配慮を必要とする子どもたちについているというような状況なので、例えば教室を飛び出してしまったりとか、そういうことに対して、なかなか担任がそれを面倒見ると授業がストップしてしまうということで、面倒見ていただく支援員が市内に41名採用しているということではございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 令和6年度予算で拡充しているということで、それをその人たちを増やすという政策でよろしいですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

本年度の採用も41名です。来年度につきましても41名なのですけれども、通常、本年度までは、いわゆる時間数が、短い時間で支援を切っていたという、要するに午後3時頃で終わっていたものを1時間延ばして、それから始業の時間も1時間程度時間を延ばしておりますので、その分の予算が増えたということで御理解いただければと思います。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは、今年の予算で、校内フリースクールが県補助事業で1,364万3,000円ですかっています。今年、友部中学校で校内フリースクールを始めて、全校、中学校の6校、義務教育含めて6校を開設するということで、その関係、適正な配置と、フリースクール関係はどうなんですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 校内フリースクールの配置についてなんですけれども、本年度は、友部中学校の「つばさ」というもので対応して、通常は、今まで市内の学校でも、いわゆる不登校ぎみの子どもたちを別教室で授業を行うようなシステムをやっていたのですが、それが定数内の先生方でやっていたので、空き時間のときにしかできないという状況がありました。

それを、本年度、教育支援室「ここから」の先生を友部中学校に毎日配置をして、そこで校内フリースクールを開設し、不登校ぎみの子どもたちを指導するというシステムなので、教員定数とは全く別の形で、来年度は1人常時そこにつけるといふことでの考え方で、全校配置になっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今年友部中学校でやっていて、全校になると、やるためには先生の負担軽減というのがあるので、そこに配置してやるということなので、いいと思うんですよね。配置については、定数でちゃんとやっているということが確認できましたので、小項目1を終わりにします。

小項目2です。栄養教諭の配置について伺います。

市内の小中学校の栄養教諭、給食センターもあると思いますが、その配置の状況についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

栄養教諭の配置につきましては、教員と児童生徒を合わせた調理対象数によって、県の教育委員会が配置をしております。現在、笠間市におきましては、小中学校合わせて6名が配置をされている現状です。

センター方式の基準である1,500人以上、以下、これに照らして、笠間給食センターには2名の栄養教諭、そして岩間給食センターには1名、550人を基準とする単独校方式で行っている友部地区には3名が配属されている状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 基準があってやっているということなので、共同調理場、給食センター、そこは1,500名を基準として1名の配置が、1,500から6,000名で2名という配置になっているということで、あとは学校のほうは550人以上で1人という配置になってい

るのですが、550人という基準の中で、友部第二小学校がずっと増えていて550人に達しているのですが、そこに配置されていないというのは何か理由があるんですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

配置する当時、友部第二小学校の場合には550人の基準に満たなかったということなのですが、友部地区にセンターはないものですから、配属されるとなったときに、もちろん人数が多い友部第二小学校にということが一番なんですけれども。

実は、今配属されている北川根小学校に重度のアレルギー体質の児童が入学してくることになりまして、そこに配属しようということで、市の教育委員会等で協議をしまして、そこに配属したという経緯がございます。

今後、友部第二小学校については、配属の見直しも考えながら、見直しをして配属することも考えられるのですが、どうしてもやっぱり大きな学校は職員数も多いので、調理の発注であったりとか、献立会議であったりというのは、小さな学校よりも職員の先生方に負担はかけるんですけれども話しやすい体制だろうということで、現状を維持しているという状況がございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今、北川根小学校がそういう重度のアレルギー体質の児童がいてという、栄養の教員が必要だということが話があったのですが、今現状で、北川根小学校の栄養教諭は友部第二小学校と宍戸小学校も一緒に見ているという状況ですよね。で、友部小学校に配置している栄養教諭は、大原小学校を見ているという状況があるということだと思うんですよね。

その中で、なかなかその小学校との行き来があると思うのですが、その点については、栄養教諭が一生懸命やっていると思うのですが、どういうふうな連絡体制を取っているんですかね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼弘道君。

○教育長（小沼公道君） 校長同士で連絡を行うということで、通常やっております。

栄養教諭は、献立をつくるだけではなくて、子どもたちに栄養指導したりとか、そういう授業に入っていきますので、校長同士で連絡調整を図りながらやっていく状況なので、今後その点については、もう少し教育委員会が関わるようにして、たくさんの学校を網羅できるような、少ない人数での栄養教諭なのですが、そういうことを考えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 生徒数が減少している中で、学校給食をどのようにするかという時期に来ているのかなと思います。特に、友部地区は自校方式なので、それでセンター方式で、昨日の西山議員の質問でもありましたが、当初予定した人数よりも大分給食センタ

一の人数の賄いの人数が減っているという状況もありますよね。

ですから、例えば友部地区であれば、まずは親子方式と言って、友部小学校でつくって、それを大原小学校に持っていくとか、そういうふうな配置をしながら効率化をしていく、それで栄養士、栄養教諭の負担も軽減していくということも考えられると思うのですが、今後、そういうものを考えていく、どうですかね、考える気はあるのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

親子方式という考え方は、私は実は水戸の校長やっているときは親子方式だったので、何の違和感もなかったわけなんですけど、ただデメリットもありまして、それは自分の学校、例えば調理場を持っている自分の学校が行事がなくて、相手の学校が行事があった場合にその食を減らさなくてはいけないという、それは献立会議のときの調整でうまくできていたのですが、そういう状況もございました。

それから、配送に関しても時間が遅れるわけにいかないんで、そういうシステムを整えるということなので、今後そういうことも含めながら、他市ではやっているものですので、少しそういうものは検討してまいりたいと考えています。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 給食センターと併せて、親子方式がいいのかというところもあるので、そういうもので同じものを給食で食べているので、ロスがないように、しっかりそこを検討していただきたいと思います。

それでは小項目2を終わりました、小項目3です。教職員の既存業務及び事務の改善について、現在の状況をお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

教職員の既存業務及び事務の改善についてということで、昨日も少しその点についてお話をさしあげたのですが、これまで取り組んできた改善内容としては、校務支援システムというものを導入をしております。それから、学校閉庁日の設定、留守番電話の運用、そして部活動指導員の配置、さらには学校で使う日誌等の廃止なども行っている状況です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 働き方改革のところ、教職員負担を減らそうということでいろいろやっているといいますか、ちょっとこう学校独自のルールがあって、例えばその既存事務の改善のところ、学校の中で、例えば口頭で済むものを文書で出してもらって、それを伺いを立てるとか、あとは市役所の中ではそういう文書はないんだけど、学校の中で紙を使って出してもらおうとか、そういうものの改善度というのはどういうふうになっているんですか、今ね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

各学校で負担に感じている部分については、各学校で改善をしている状況なんですね。例えば、行事のときの今まで出していたお礼状を、もうお礼状を出さないで省いて、当日そのまま載せておくとか、そういうことも改善としてやっている学校もあります。

一番の課題というのは、特に教職員の場合には公用車を持つことができないので、自家用車を出張に出る前に使わなくてはならないと。それについては、申請書を出すというのは県の決まりで出ているので、できればそういうものが廃止していければ、どんどん文書も減っていくのかなと思うのですけれども、それについてはもう一度校長会のほうに投げかけて、出さなくて済むような文書であるものとか、そういうものも取捨選択しながら、削っていけるものは削っていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） まさしくそのとおりで、市内に出かけるのに自家用車を使うんだけれども、何か文書を出して出るということを知ったものですから、それはどうなのかなと思うのですけれどもね。やっぱり、安全対策というところでちゃんと行くところを明記していくというのも大事だし、その点について議論して、削減できるものは削減していただきたいと思います。

それでは、令和6年度の予算に教職員の業務改革ということで上がっているのですが、この業務改革はどういう内容なのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

今まで、ICTが、子どもたちにも進んできまして、機材のほうも整ってまいりましたので、教職員の働き方改革もしっかり進めていこうということで、昨日もお話ししましたが、勤怠管理、勤務のときのいわゆる出勤簿の押印で、今まで何もタイムカードもなしでやってきたものを「きんむくん」等を使ってやってきたと言ったのですが、全校統一でQRコードで出退勤が分かるようにしようということで、そのシステムをまず整えるということを考えております。

それから、不登校の子どもたちや風邪等で、インフルエンザ等で欠席を余儀なくされている子どもたちに対するリモートの学習のそういうものをしっかりやっていく、そういうふうなものの機材を整えるとか、そういうものに活用していきたいと、そういうことで考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 児童生徒の教育環境の充実は、学校内の環境整備と、教職員の負担軽減にもかかってくると思うんですね。その上で、質の高い教育の提供ができるということなので、今後、教職員の業務改善に力を入れてお願いしたいと思います。

それでは、大項目1終わりました、大項目2です。有機農業の取り組みについてに移り

ます。

この内容につきましては、昨年3月、第1回定例会の質問にもしましたが、その後の経過について伺いたいと思います。

国では持続可能な農業を実現するため、環境負荷を軽減した取組、「みどりの食料システム戦略」では、オーガニック宣言の推進、人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進、有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進などの施策を展開しています。

笠間市は、有機農業推進としてオーガニック宣言を目指す取組を今行っておりますし、オーガニック給食の導入も取り組んでいるということで、状況についてお伺いしたいと思います。

小項目1、オーガニック宣言に向けた有機農業の現在までの取組について伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 8番内桶議員の質問にお答えします。

現在までの取組についてでございますが、以前から環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、環境への負荷を軽減した農業を推進してまいりました。

令和4年4月、国においてみどりの食料システム法が施行されたため、有機農業の産地づくりの推進について検討を行ってきたところでございます。

令和5年度におきましては、オーガニック給食の先進地として知られる千葉県木更津市への研修を行ったことや、学校給食において、岩間地区の小中学校に提供していた有機野菜に加え、新たに北川根小学校をモデル校に指定して、有機米をはじめ有機野菜の提供を始めたところでございます。

令和5年5月から令和6年2月にかけて、全国各地の有機農業推進で実績のある事業者と月2回から3回程度の打合せを行ってきたことや、市内において化学肥料や化学農薬を低減した農業に取り組む生産者の方々と個別に意見交換を行い、有機農業の推進について協議を行ってまいりました。そのほか、笠間市教育部のおいしい給食推進室など関係機関が3回ほど集まり、今後の有機農業の推進方法などを検討してきたところでございます。

令和5年11月30日には、有機農業に関心を持ってもらうため、笠間市地域交流センターいわまにおきまして水稻の有機栽培技術講習会を開催したところ、約60名の方が参加をされました。講習会には、千葉県いすみ市のほか各地の有機米の栽培技術の指導役と知られております、NPO法人民間稲作研究所から講師をお迎えして、実施したところでございます。

令和6年2月22日、有機農業や慣行農業といった区切りを、区分けをすることなく、どなたでも取り組める環境への負荷を軽減した農業の産地づくりに賛同していただける方々を構成員といたしまして、笠間市環境農業推進協議会を設立したところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 昨年から、令和5年度いろいろな取組をやってきたということな

のですが、笠間市環境農業推進協議会ですかね、2月に設立したということなのですが、この次の質問に移りますが、小項目1から小項目2に移りますが、その体制づくりの中で、笠間市環境農業推進協議会というのが体制のところを占めると思うのですが、体制づくりについてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 体制づくりについてでございますが、笠間市モデルの環境への負荷を軽減した農業の産地づくりを推進する、笠間市環境農業推進協議会を主体に取り組むこととしております。

協議会の構成員は12名からとなっており、生産者の方が6名、うち野菜が1名、水稻3名、畜産1名、栗の事業者が1名となっております。

関係機関といたしましては、笠間市農業委員会、農業公社、茨城県県央農林事務所、笠間地域農業改良普及センター、笠間市教育部おいしい給食推進室、笠間市農政課の構成となっております。今後、協議会の取組を進めていく中で、活動に賛同していただける方がいれば、随時構成員に加わっていただきたいと考えているところです。

また、協議会の推進体制につきましては、農林水産省のオーガニックビジネス拡大支援事業を受託されており、全国各地の有機農業の推進と課題解決に関わり、実績のあるコンサルティング事業者と連携しながら事業を進めてまいります。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 協議会が設立されて、今後、オーガニックの推進に当たってやっていくことが多いと思うのですが、その中で先ほど生産者6名、ほかの6名は行政の関係が多いと思うのですが、地元には常陸農業組合があるのですが、常陸農業組合が参加していないのはなぜなんですかね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市環境農業推進協議会の初年度、令和6年度の考え方といたしましては、環境への負荷を軽減した栽培技術などの習得で、まず学校給食に供給する生産体制の構築をメインテーマとして行っております。

協議会の構成メンバーが核となり、今後は市内の農業者へ水平展開をして、産地づくりを目指すこととしているところですが、JA常陸につきましては、JA常陸の方針や考え方もあるとは思いますので、今後、笠間市の有機農業の取組に賛同していただけることのお話があれば、積極的に受け入れをして、参加していただきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 県内で常陸大宮市が有機農業推進ということで、11月に県内で初めてオーガニック宣言をしたんですよね。そのメンバーを見ますと、中核に常陸農業組合が設立したJA常陸アグリサポートという会社が、有機農業の生産と流通、それで消費拡

大まで担うために、そこに参入してやっているということなんですね。令和4年度は、ジャガイモ、サツマイモの有機栽培に取り組むほか、約20品の自分のところで作っていないですけれども、品物を学校給食に届けるとか、米、有機米を9トン学校に提供したということもあるんですけれども、中核としてはやっぱり農協が入ることが、今後の展望の中では大きいと思うんですよね。

そこをしっかりと農協に言えることはできないのですかね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々といたしましても、JAアグリサポートで、大宮で事業を行っているということは十分承知しております、JA常陸の中で生産まで直接やっているというのがアグリサポートというふうな理解をしているのですが、JAのほうに聞き取りをしたところ、今のところ笠間地区にその取組を広げていく予定はないということなので、今回の協議会の参加はなかったというふうな認識をしておりますが、今後、そのJA常陸の中でも、組合長をはじめ、有機農業への取組に熱意のある団体でございますので、それが笠間地区でも取組を行うというときには、積極的に参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 秋山組合長とも話すこともあるのですが、大宮地区でやっていて、それが農協としてどう取り組むかというところもあるので、しっかりそこは笠間でもやっていくということを示しながら、参加をお願いしたいということで呼びかけていただきたいと思います。

先ほどの協議会の中に、消費者の参加がないのですが、消費者についてはどういうふう
に考えていくのですかね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほども答弁いたしました、協議会の初年度の取組は、あくまでも環境負荷を軽減した栽培技術の取得というのがメインテーマとなっております。

今後、生産・加工・販売・消費といった地域が一体となった取組を協議して、拡大させていく中で、加工事業者や販売事業者、そしてもちろん消費者の方にも構成員として関わっていただき、笠間市の有機農業産地づくりを推進するため意見を交わしていただければと思っておりますので、今後、一般の消費者、次のステップに移るときには、消費者の方々にもこの協議会に参画していただきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） オーガニックビレッジ宣言をやった小山市に1回勉強しに行ったときがあるのですが、そこでは講習会を1か月に一遍やっていて、農政の部署の方と子育てをやっている部署が連携して、消費者、つまり子どもを持つお母さん方にも参加していただいて、講習会に参加してもらっているということがあるんですよね。これ、ここで大

事なの、学校給食だけではなくて、消費拡大に行くときには、やっぱり子を持つ、お子さん方とか、お母さんがどういう意識になっているかということが大事なので、消費者の参加もぜひお願いして、事業展開をしてもらいたいと思います。

では、小項目2を終わりました、小項目3、今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の取組についてでございますが、先日の笠間市環境農業推進協議会の設立総会におきまして、本市の取組の第一歩として、市内小中学校へのオーガニック給食を導入することを目標とし、まずは米飯のオーガニック化を優先事項とすることの協議がなされました。1年目となる令和6年度は、水稻栽培の技術講習会を複数回開催するなど、農産物の生産に係る取組が中心となり、2年目以降は多くの生産者は環境への負荷を軽減した農業に参画するために、生産した農産物が付加価値の高い適正な価格で取引されることが必須となるため、販路に関する出口戦略についての検討も進めてまいります。

また、有機農業実施計画につきましては令和6年12月をめどに策定し、その後オーガニックビレッジ宣言を行い、環境への負荷を軽減した農業の産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 協議会では米飯を中心にやるということなのですが、米の生産者というのは結構いるんですかね。取組をするというところでいくと、協議会の中で。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） オーガニックの取組の中で、米の生産者、市内では有機JASを認証されて生産されている方もいらっしゃいますし、あと特別栽培米に取り組んでいる方がたくさんいらっしゃいます。

我々としてしましては、慣行農業からいきなり有機飯に行くというのではなく、特別栽培米、減農薬で栽培されている農家の方々を、有機のほうにステップアップしていただくというところに主眼を置いて、栽培講習会等を実施していきたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほどの答弁の中で、12月までに計画を策定してオーガニックに専業したいということなので、しっかりそのところをサポートしながらお願いしたいと思っております。

それでは小項目3終わりました、小項目4、オーガニック給食の取り組みについて伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

オーガニック給食の取組についてでございますが、オーガニック給食は、今年度から北

川根小学校をモデル校として、特別栽培米と完全無農薬米を提供しているところでございます。さらに、有機野菜につきましても、コマツナやホウレンソウ、年間を通して提供しております。

令和6年度からは、このモデル校を北川根小学校と宍戸小学校の2校に拡大します。北川根小学校では全ての米飯を完全無農薬米で提供し、宍戸小学校でも提供する米飯の約半分を完全無農薬米で提供する予定でございます。

そして、令和7年度以降は提供する量を段階的に増やし、5年後の令和10年度には、主食の米飯については全校で100%有機米を、副菜についてはより多くの有機野菜を提供できるように取組み、子どもたちに環境に配慮した給食が提供できるよう目指してまいります。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今年が北川根小学校モデル地区でやって、宍戸小学校で今度、令和6年度からやっていくということで、半分米飯ということなのですが、週5回のうち、今、米は、米の米飯というのは何回あるんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えします。

週3.5回でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうすると、週2回までいかないものの、それを米飯を有機米したいという考え方でよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） オーガニック給食を始めて、北川根小学校での課題とか実績があって、今度、宍戸小学校でやるということなのですが、先ほどもちょっと質問の中で言ったんですが、栄養教員がいない宍戸小学校で、どういう連携をしてやっていくのかというところはどうなんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

栄養教諭は全ての学校に配置されているわけではなく、1人の栄養教諭が複数校を担当してございます。

そういった中で、令和6年度におきましては、北川根小学校に配置されている栄養教諭が、献立の作成であったり、食育の指導などを行う予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 北川根小学校で実績があるので、それを知見を入れて宍戸小学校でやるということになってきて、宍戸小学校も一部の米飯から始めるということで、その知見を生かすということによろしいですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは、北川根小学校で今年やってきて、オーガニック給食を進める上で、課題は何ですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 現在の課題としては、やはり配送の問題が大きな課題となっております。

通常、野菜類は青果店が配送を行っておりますが、有機野菜につきましては購入先が生産者となりまして、生産者が直接その指定された時間内に各調理場へ配送するということが難しい、課題と考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今の北川根小学校の現状でいくと、生産者が作ったものが、誰かがまとめて持っていつている状況なんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 生産者が直接搬入しているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 通常の給食だと、市内のスーパーというか、そういうところに頼むと、調達野菜をそのまま持っていく、量も調整してできるということなんですけど、野菜とか品物が20品とかなると、栄養士と協議した上で、どのくらいの量になるかということも協議して、それで農家何軒かに調整しなければならないと思うんですよね。

それを調整して配達する人が必要だと思うので、その点についてはどういうふうな考え方でいいんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

現在、有機野菜は、主にコマツナ、ホウレンソウを生産する業者と、もう一つは、ニンジンやネギなどを生産するNPO法人の2か所から納入をしております。

特に、このNPO法人につきましては、市内の有機野菜を生産する農家を組織化した団体でございますので、各農家の窓口を一本化した中間支援の役割を果たしているというふうに考えてございますので、こういったNPO法人に一元化して搬入していただきたいと

いうふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そこが大事だと思うんですね。やっぱりその搬入するに当たって、時間が決められているので、生産者との調整をしながら時間どおり持っていかなければならない、量もですね。そこをうまくやらないと、オーガニック給食が進まないという現状があると思うんですよ。

ですから、1校だけではなくて、今後、全校でやる、給食センターは別としてね。そうなってくると、そこをしっかりとできる人がいないと進まないと思うんですね。ですから、その育成を併せて考えていかなければならないので、それは生産者で考えるのか、おいしい給食推進室、教育委員会で考えるのかは別として、一緒に考えて、その流通の流れというのをつくっていかないと、うまくそこはいかないと思うんですね。

ですから、そこを、先ほどありましたが、農協が入っていないというところが一番大きいのかなと、私は思っているんですね。ですから、NPO法人の役割の中でそれを担っているということで、それを拡大するのも一手にあると思うのですが、農協を入れてそこを、流通を見直すということもあると思うんですね。ですから、そこら辺検討して、しっかりオーガニック給食を推進してもらいたいと思います。

何か堀江部長、ありますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） オーガニックビレッジ宣言に基づきまして、今年2月に笠間市環境農業推進協議会を設立しました。

今後はこういった新たな組織を通じて、今言ったように、生産者と有機農産物の提供推進について協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは大項目2を終わりにして、大項目3に移ります。職場におけるハラスメント防止と人事評価制度についてに移ります。

職員の人材育成については、笠間市職員人材育成方針にのっとり実施していると思います。合併して18年が経過し、社会の変化とともに職員を取り巻く環境も変化しています。このような中、職場におけるハラスメント防止対策も良好な職場を確保する上では必要不可欠となっています。

人事評価についても「人材育成」の視点、さらには「良好な職場環境」の視点などを加えて変えていく必要があると思います。令和6年度から会計年度任用職員についても人事評価を行うとしておりまして、そこで、職場におけるハラスメント防止対策と人事評価について伺います。

まず、市役所の中の調査、ハラスメント調査の結果を見ていただきたいと思います。こ

れはタブレットの中にも入っていますので、見ていただきたいと思います。

今年ですが、市役所の中での調査と実態調査ということなのですが、誰からハラスメントを受けたかということになると、役職が上位の職員というのが回答数が一番多く242で、うち54.6%を占めているということですね。次に、同僚や同期ということで52名、11.7%、役職が下位の職員31名、7%、市議会議員20名、4.5%、市民からも82名、18.5%、その他16名、3.6%ということで、上司からということが多くなっております。

でもこれは、ハラスメント自体を感じる、感じないは個人の差があるので、そこは調査も必要だと思うのですが、この結果、今後どうするかということで、小項目1、職場におけるハラスメント防止対策について伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 8番内桶議員の御質問にお答えいたします。

職場におけるハラスメント防止対策についての御質問でございますが、社会的にハラスメント防止の重要性が高まる中、本市では、先ほどパネルの提示もありましたが、今年度初めて、職場におけるハラスメントの実態調査を実施しまして、その結果を市民、議会、マスコミに公表したところでございます。

また、調査結果においては、ハラスメントと感じた職員の割合は、先ほどもありましたけれども、約4割となりまして、改めて職場における対策の重要性を確認いたしました。

なお、本調査を受け、主に三つの防止対策を講じております。

一つ目といたしましては、調査結果の共有及び注意喚起です。職員が、ハラスメント行為として感じた割合やその内容を共有しまして、一人一人が認識を持った行動に努めるよう注意を促しました。

二つ目といたしましては、相談窓口の設置です。職員がハラスメントと思われる行為を受けたときに、報告や相談ができる窓口を人事課等に設置することで、事案発生後、職員が1人で悩みを抱えることがないよう体制を整えたものでもございます。

三つ目といたしましては、研修の開催です。ハラスメントの研修については、ここ数年、定期的実施しているものですが、ハラスメントの定義や予防の重要性を階層に分け研修することで、全ての職員が生きがいを持って働けるような職場環境の構築を目指しているものです。

そのほかにも今後の対策強化として、今年度策定したハラスメント防止等に関する指針に基づき、ハラスメント防止委員会を設置することで、さらなる発生防止と迅速な対応に努めてまいります。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 三つの防止対策ということで、人に対してと相談体制と研修、そういう感じでやっけていまして、その中でハラスメント防止等に関する指針というのを作成したということなのですが、それはどういうものなんですかね。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） ハラスメント防止等に関する指針との御質問でございますが、先ほど答弁しました、ハラスメント防止の背景がある中で、笠間市においてはハラスメント対策におけるガイドラインがありませんでした。そのようなことから、ハラスメントを防止するための基本姿勢や方針等を定めた、笠間市職員ハラスメント防止等に関する指針を、今年3月に策定いたしました。

本指針の構成は、第1章で基本姿勢と方針、第2章でハラスメントの定義や具体的な行為の例、第3章でハラスメントが及ぼす影響、第4章でハラスメントの対応として具体的に講ずべき措置、所属長や職員の責務などを定めております。また、ハラスメント事案発生時に、どのような流れで対応していくのかを示したフローチャートも設定させていただいております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 3月に決めたということなんですが、これに基づいて、併せて防止をしていくということなんですが、ハラスメントの相談窓口をつくったということですよ。

その体制は、どういう体制なんですかね。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） ハラスメントの相談窓口はどのような体制かというような質問でございますが、基本的には人事課のほうに相談窓口を設けております。そこで、相談があった場合は、人事課の職員が対応するというような形で考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） その前にハラスメント防止対策ということで出ていた内容が、令和6年度には適正な対処をするための委員会を設置するというようなことが述べられているのですが、この委員会というのはどういうものなのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） ハラスメント対策委員会はどのような委員会なのかという御質問でございますが、ハラスメント委員会は、任命権者、市長でございますけれども、市長からの命を受けまして開催し、人事課で行う事実確認、顧問弁護士の法的見解などを基に、ハラスメントに当たる行為であるか否かや、分限懲戒等審査委員会に諮る事案であるのかどうかを検討する機関であると考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 相談窓口を受けて、その内容がどういう内容か調査をして、その案件を判断をしていくと。それによっては、懲戒の委員会にかけたりということになるという流れでいいんですかね。分かりました。

それではその関係、しっかり防止対策を今後別にやってもらいたいのですが、その関係

と人事評価についてに移りますが、小項目1を終わりました、小項目2、現在の人事評価制度について伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 現在の人事評価制度についてとの御質問でございますが、本市においては、職員の個々の能力や実績等を的確に把握しまして、適材適所の人材配置や任用、給与、分限、その他人事管理の活用などを目的に、平成19年度より人事評価制度を導入しております。

人事評価は、市で定める人事評価制度マニュアルに基づきまして、職種や職位に応じ、全職員を対象として、担当業務の達成度を見る実績、日常の職務遂行状況を見る能力、そして職務に対する意欲を見る態度、この三つの評価項目により判断しております。

評価者は、被評価者との面談により設定した目標の達成状況シートや日常の勤務状況を記録した観察指導シートを用いまして、さきに説明いたしました三つの評価項目と併せ、評価することとなります。また、評価については1人の職員が行うものではなく、1次評価者とその上位職の2次評価者で公正公平に行われております。

なお、評価ごとに評価のばらつきが発生しないよう、毎年度、評価者研修を実施するとともに、時流に即した人事評価となるよう、マニュアルについても毎年度見直しを行っております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 人事評価は、上司が下位の者をしていくということになると思うんですよね。今の制度でいくと、グループ長が、主査級のグループ長がまとめて、下の者を1次評価して、2次評価になると課長かな。課長の評価は部長がして、2次評価が副市長がするという、その2段階でやっているということで、上司評価という形になってしまうので、先ほど言ったハラスメントからいくと、上司からハラスメントを受けていて、そのハラスメントを受けた上司に評価されるという形になるんですよね。

その人によっては、評価されたくないなんていう方もいると思うんですよね。でも、評価を評価でなければいけない。その関係を、人事評価の中でどうやっていくかということが課題になっていると思います。

その上で、今まで人事評価の中、平成19年度からやっている、18年やっている。変更した内容とかあるんですかね。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 人事評価で変更した内容という御質問でございますが、令和2年度に評価の実施方法を紙ベースから、人事評価制度システムというシステムを導入しております。このシステムの導入によりまして、評価の際に、システム上で評価項目下の基準が示されますので、マニュアルと照らし合わせなくてもその場で確認しながら評価できるということで、マニュアルに即した評価ができるようになったところでございます。

また、今年度、消防職の人事評価制度の見直しも行ってございまして、見直しの内容といたしましては、階級と役職の均衡を図ることを目的としまして、階級と見合った役職を追加したところでございます。

このことによりまして、評価者と被評価者の区切りが明確となりまして、公平になったと、これも考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 評価の内容よりもシステムのことが変わったと、消防は階級が別になったので、評価基準を変えてやったという内容ですかね。

その評価自体の内容は変わっていないということだと思うのですが、それでは小項目2を終わりましたして、小項目3、会計年度任用職員の人事評価について伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 会計年度任用職員の人事評価制度についてとの御質問でございますが、令和6年度から勤勉手当が支給されるに当たり、任期の定めのある会計年度任用職員においても、その業績や能力を評価する人事評価を行ってまいります。

人事評価制度を導入することで、自身が発揮した能力に応じた対価が得られ、市民の方々に対し、市職員の一員としてより一層やりがいと責任を持った対応ができるものと考えております。

また、業績や能力の比較による会計年度任用職員のモチベーションの向上は、正職員を含めた組織全体のパフォーマンス向上にもつながるものとも思っております。評価項目などについては正職員と同様に行うことは考えておりませんが、これまで行っておりました次年度への継続雇用が可能であるかを評価する方法だけではなく、面談のほか、業務の目標設定や達成状況などについても評価したいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今では会計年度任用職員の構成が、大分多くなってきているということなんですよ。正職員が、平成28年で言うと、正職員が704人に対して、会計年度任用職員非常勤職員が284名だったところ、今年、令和5年度は、正職員が702名、ほとんど変わらないのですが、非常勤の会計年度職員が452名ということで、170名近く増えているということがあるんですよ。ですから、会計年度任用職員の職務によって市役所が窓口を中心に動いているということなので、ここはしっかり人事評価を行う必要があると思っております。

国のほうの流れで、勤勉手当が支給するという法律に基づいて、今回、人事評価をするということですが、会計年度任用職員については単年度契約なんですよ。先ほど市長公室長の答弁の中に、人事評価の中に採用の主眼も入れてと、次の年を見据えてみたいなことと言っていたので、そこもしっかり入れてということの評価でよろしいんですかね。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 今までの継続の有無だけではなくて、どんな達成ができたかとか、どういう状態で勤務していたかなども併せて評価していきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 会計年度任用職員は、原則単年度採用ですが、継続を希望する人に当たってはやっぱり人事評価をしてもらって、その人の評価が、次の採用につながる事が大事だと思うんですよね。ですから、2年目、3年目の採用に当たっても、その評価が利用できるような人事評価が望まれると思います。

しかしながら、この勤勉手当の支給によって、期末手当も、前にもらうようになったのですが、会計年度任用職員においては扶養内で勤務しているという方もありまして、給与が増えることによって時間数を減らさなければならないという、何かこうちょっと難しい問題もあるのかなと思いますので、その点は会計年度任用職員の意向もありますので、しっかり意向を通じて評価もお願いしたいと思います。

それでは小項目3終わりますして、小項目4、今後の人事評価について伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 今後の人事評価制度についての御質問でございますが、人材育成の基本となる笠間市職員人材育成基本方針につきましては、平成18年度の策定から17年が経過していることから、今年度、全面的な改正を行いました。

市では、人材育成基本方針に示す人材育成のため、人事評価制度については、これまでの評価者と被評価者との面談を重視し、面談結果をフィードバックすることで職員の能力向上を図ることができる現状の制度を引き継ぎ、実施してまいります。

また、人事評価制度マニュアルの見直しや評価者、被評価者については、数多くの企業や自治体の人事評価制度のコンサルタントを行っております日本マネジメント協会の協力を得ておりますので、協会から先進的な取組などの教示を受けながら、効果的で時代に即した人事評価制度としてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 人事評価については、官公庁、自治体なんか360度評価ということで、その下位の者からも評価を受けて人材の育成に当たる。つまり、上司も、やっぱりしっかり上司としての立場を理解しようというような立場になっているんですよね。

財務省が、森友学園問題を受けて、360度評価をやっているんですよ。市役所の中でもそういう採用を決めているところがあるので、しっかりその見直しに当たっては、そういうものを検討していただきたいと思うんですよ。どうでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 360度評価についての御質問でございますが、人事評価の手法として、上司だけではなく部下などからも評価を受ける360度評価が、他の自治体でも取り入れられていることは、認識はしております。

360度評価にもメリットもありますが、デメリットもありまして、自治体によっては、360度評価を取り入れたけれども、評価者が被評価者に対して個人的な感情を持っている場合に公平な評価が難しいとか、あとは評価者が被評価者の業務を、要するに下が課長の職責を十分に理解していない場合に、適切な評価ができないなどの理由で中止した自治体もあるとも伺っております。

そのようなことから、もし笠間市が導入するとする場合については、十分に調査をする必要があると考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 8番内桶克之君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番、市政会の石松です。さきの通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初の質問は、第9期介護保険事業計画の内容についてであります。

今回の介護保険事業計画の見直しのポイントは、一つは、在宅サービスの充実など、介護サービス基盤がどう計画的に整備されようとしているのか。二つは、地域包括ケアシステムの進化、推進に向けてどういう取組がされるのか。三つは、地域包括システムを支える介護人材及び介護人材の確保と、介護現場の生産性向上の三つにあると、国の基本指針には書かれております。

そうした観点から見て、本市の第9期事業計画案、まだ案だと思えますけれども、これは市の実情を踏まえた大変よい計画になっているのではないかなと思っております。その上で、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、1項目めとしまして、既に締め切られておりますけれども、パブリックコメントで、通告には特筆する意見というふうに書かせていただきましたが、細かいものは結構ですので、計画を変更もしくは修正をしなければならないような意見があれば、その意見について御紹介ください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 18番石松議員の御質問にお答えいたします。

今回実施した、20日間にわたり実施したパブリックコメントにおいては、お2人から5件の御意見をいただき、現在、意見に対する市の考え方について取りまとめをしているところでございます。

特筆すべき意見はあったかとの御質問でございますが、計画の社会参加、生きがいつくりの推進の中に、介護予防の場として活用しているゆかいふれあいセンターに関する記述を入れてはどうかという御意見に対しまして、計画の該当する箇所箇所に追記することといたしました。また、事業運営に係ることとして、高齢者の集いの場づくりに関することや、ボランティアの育成、ボランティア団体との活発な意見交換などについて御提言をいただきました。これは、計画に修正を加えるものではありませんが、今後の事業に大変参考になる意見がございましたので、生かしてまいりたいと考えております。

なお、パブコメでいただいた御意見に対しましては、市の考え方について今後の対応について意見を提出された方への回答と、ホームページでの公開をしたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。介護予防のきちんとやってほしいというような意見は、昨日も議論があったので、そこは本当に大事なところではないかなというふうに思います。

2項目めの質問に移らせていただきます。第8期計画当初と第9期計画当初を比較して、介護認定者数と介護保険料の滞納者の動向について、簡単に御説明ください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 介護認定者数についてでございますが、令和5年9月末現在の65歳以上の要支援・要介護認定者数は4,086人で、第7期計画の期間の最終年度となる令和2年9月末と比較いたしますと280人増加をしております。今後も後期高齢者の増加の下に、増加傾向は続くと予想されます。

また、介護保険料滞納者につきましては、令和5年11月現在で564人となっており、令和2年11月と比較しますと111人減少している状況でございます。

次に、介護サービス未利用者の状況についてでございますが、令和5年9月末現在の状況で申し上げますと、65歳以上の被保険者は2万4,201人、そのうち要支援・要介護認定を受け介護サービスを利用している方が3,532人で、それ以外の2万669人が未利用者となります。また、この未利用者の中には、認定を受けていてもサービスを利用していない方554人が含まれております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 介護保険料の滞納が2年以上続きますと、利用した介護サービス費用の自己負担、これが3割または4割に引き上げられる。これは給付、滞納した期間に応じて率が違うと思いますけれども、こういう方たちが、滞納者564人のうち、介護サービスを利用して給付制限を受けている方、さらには介護サービスを受けられない方、受

けていられないではなくて受けられない方、そういう方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 給付制限はございますが、そのサービスを受けられないといった状況の方はおりません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 給付制限を受けられている方は、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） すみません。給付制限を受けられている方の数字は、今、持ち合わせておりません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 数字は結構です。分かりました。

給付制限を受けている方、あるいは経済的事情で介護サービスを利用できない、介護保険が払えなくて認定状態にあるんだけど介護サービスを受けられない方が、実際いらっしゃると思うんですね。私も存じ上げているんですけども。

そういう方々に対する対応や対策については計画の中には書かれてはいないんですけども、実際、市としてはどのようにされているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 実際、その御自身が、介護が必要な状態でサービスを受けられないというような状況は、これ一番御本人の不利益につながりますので、そういった経済状況の場合には介護保険制度の部分だけではなくて、生活困窮の方の支援といいますか、そういった制度、生活保護制度ですとか、そういったものを御案内して、適切な生活の維持ができるように御案内をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 計画そのものを書いてほしいとか、そういう意味ではなくて、こういう現状にある方がどれぐらい市の中において、それに対してどういう対策をしているのかというのは、ぜひとも分かるようにしていただきたいなということを、要望というか、申し上げておきたいと思います。

3項目めに移ります。特別養護老人ホームの笠間市の待機者の現状は、どうなっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 特養待機者の現状についてでございますが、茨城県が実施している待機者調査の結果から申し上げますと、介護老人保健福祉施設への入所が可能となる要介護3以上の在宅の待機者数は、令和5年4月1日現在で50人おります。そのう

ち、市内の施設への入所を希望している方は36人でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 入所希望者36人いらっしゃるということを今お伺いをしたのですけれども、第8期計画、それから今度、第9期計画になるのですが、この第9期計画の中で、この36人の方というのはどのようにされていくのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） この待機者数には、今すぐ入所は希望しないけれども先を見越して申請している方や、特定の施設に限定して空きを待っている方なども含まれております。

また、在宅での待機が困難となった待機者の方につきましては、御本人の状態により、現在48床の空きがある介護老人保健施設や19床の空きがある認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症グループホームでございますが、そちらでの受入れ等が可能であると考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 36人いらっしゃるということなんですけれども、私どもが大変危惧をするというか、心配をしておりますのは、第9期事業計画の中に特養の待機者の話が出ていないとか、書かなくてもいいことになっているんですけれども、出ていないんですね。これが、先ほど福祉事務所長が答弁された、49床及び19床、これで十分対応できる状態にあるというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 先ほど申し上げた施設での対応が可能であるということと考えておりますが、一方で施設の方の声といいますか、私どもが入所の希望されている方の入所を進めるに当たって、入所判定会議というものがございまして、そこには市の職員も必ず参加をいたしております。

その中で、施設の御意見を聞くと、空きができて待機者に入所の御案内をしても、今の施設になじんでいるとか、今すぐは入らないけれども必要に迫られたときには入所のために申込みを継続したいとの理由で、順番が回ってきて入所を断られるケースも多く、入所者を決めるのに苦労するといったような声も聞かれておりますので、そういった実情も踏まえて、こういった先ほどの施設等での対応が可能であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 実は私も母はもう亡くなったんですけれども、介護状態になったときに、いざ特養に入れようと、入れたいと思っても、それは空きがないという状態に入れられなかったんですけれども、笠間市内ではそういう状態にはならない、施設を選ばなければ、そういう状態にならないというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 入所するにあたって、若干の待ちというのは出てくるかと思うのですが、ユニット型とか多床室とかいろいろ費用にも違いがありますが、現状を申し上げますと、稼働していない、職員の関係でフル稼働していないようなところもございますので、入所は可能であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 国の動きとしては、施設介護ではなくて、在宅、地域介護へというふうに大きく流れています。そういう流れの中で、しかしそうはいつでも、地域介護、在宅できない人というのは必ずいるんですね。そういう方々が困ったときにちゃんと対応できる体制にあるのかどうかという、人数は少ないですけれども、そのことも市の介護体制の中には求められてくることですから、これもどこかに、できればその計画の中を書くか書かないかは別にしても、現状と対応策については、きちんと市民に分かるようにしていただきたい、そのことを要望させていただきたいと思います。

4項目めの質問に移らせていただきます。質問の通告書には保険者機能強化推進基金というふうに印刷をされていますけれども、これは誤字ですので、基金ではなく、保険者機能強化推進交付金に訂正をお願いいたします。

平成29年度の介護保険法改正の際に、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するためにつくられたのが、保険者機能強化推進交付金であります。さらに、介護保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、令和2年度につくられたのが、介護保険者努力支援交付金です。

それまでの介護保険制度では、利用者の要介護度が下がると、事業所が得ることができる介護報酬が下がるという状況がありました。例えば、歩けなくて事業所を利用していた方が歩けるようになると、移動の際の介助が要らなくなるわけですから、事業所が提供するサービスが縮小するわけです。事業者にとっては、利益が減ってしまうこととなります。つまり、もうからないわけですから、経営の観点からいうと、介護度の改善をなかなか経営者の目から見ると取り組みづらい、そういう状況があるのではないかなということ、高齢者の自立支援重度化の防止の取組に対して国がインセンティブを払うというのが、この二つの交付金の意義であります。

厚生労働省の出している資料を調べてみました。笠間市は、令和3年度ですか、保険者機能強化推進交付金の評価は1,590点中998点、それから介護保険者努力支援交付金の評価は835点中573点、合計すると2,475点中1,571点で、県内13位だったんですね。これが、令和4年度を見てみますと同じく県内13位なんですけれども、令和5年度になりますと、保健機能強化推進交付金と介護保険努力者支援交付金合計で2,185点中1,235点、県内8位に上がっているんですね。非常に、笠間市としては努力をしてきた、頑張ったという、そういう数値が、厚労省の資料には出ています。

ところが、今年度の予算を見てみますと、保険者機能強化推進交付金が前年度比11万

1,000円マイナス、それから介護保険者努力支援交付金が前年度比210万5,000円マイナスで計上されているんですね。この数字から見ると、今年は、令和6年度は頑張りませんというふうに宣言しているように見えるんですけども、なぜマイナス計上になっているのか教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） この機能交付金の、強化交付金の御説明については、今、議員がおっしゃったとおりでございます。

令和5年度の本市の評価結果は県内の平均を上回っておりまして、両交付金の合計額は2,221万6,000円で、県内と合わせて、県内10番目の額の交付を受けております。

この評価が下がる、上下するその理由といたしましては、この交付金の評価指標が、毎年、微妙に変わっていくというところなんです。そこを課題と捉えて、そこに力を入れていくんですけども、その指標の、何というんでしょうね、この配点の割合が変わったりというようなことで、国全体の予算が決まっている中での、高齢者の数とかというようなところもこの交付金の中には入ってまいりますので、そういったところで、笠間市においては8位から10位前後を推移しているというようなところが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 簡単に言うと、評価方法、評価基準が変わるからマイナスになっているだけであって、決して頑張らないということではないという、そういうふうに理解をしたいと思います。

それでは今ほど申し上げました、保険者機能強化推進交付金と介護保険者努力支援交付金の意義、意味からしますと、この交付金について、市としてはどのように活用されているのか教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 市のほうでは、こちら主に介護予防に資する、事業予算、それから包括支援センターの運営に関する経費等に充てまして、頑張った分を介護予防という形で市民の方に還元できるような形で活用させていただいております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 先ほどこの保険交付金の意味を申し上げましたけれども、事業者がもうからない、なかなかそういう状況の中で、きちんと改善に、介護改善に努力した事業者にはインセンティブを与えましょうという、そういう趣旨があるわけじゃないですか。そういう趣旨からいきますと、例えばほかの市町村でいうと、介護保険指定事業者を対象にして要介護度とかADL度が改善した場合、利用者1人当たり5万円を交付するとかという、要するに基金の交付金の、基金の趣旨に応じた使い方をしているという市町村があるんですけども、笠間市はどうしてそういう使い方をしないのですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今までそういったその活用の仕方について、正直、議論したことはございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうであるとするならば、交付金の理解をきちんとしていただいて、よく市内の事業者の方から何も言われなかったなど今、私は思ったんですが、その意義からして、もう少しちょっと活用方法については考えていただきたいなと思います。

それともう一つは、この交付金が毎年どういう評価だったのかということと、それからこの交付金については、どういうふうにして使っているのかというのは、私は議会だけではなくて市民にも公表すべきだと思うんですけども、この公表についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 公表についてでございますが、非常に内容が一般の方には分かりにくい部分もございます。先ほどありました、その活用内容でありますとか、そういった部分も含めまして、笠間市の取組状況についてはなかなか厚労省で出ているものだけでは分かりにくい部分もございますので、今後、ホームページ等でより分かりやすいような形で公表していきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これ公表していただくと、介護事業者の方が頑張ろうと、利用者が介護の状態がよくなるように頑張ろうというふうな意識づけにもなりますので、ぜひ実現をしていただきたいなと思います。

5項目めに移ります。ケアマネ不足への対策というふうに通告をさせていただきましたけれども、実は介護保険法の一部改正に伴って、現在、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護事業所が策定しております介護予防ケアプラン、これ要支援1と要支援2の方が対象になりますけれども、これが4月1日から地域包括支援センターからの委託を受けずに利用者と直接契約をして、居宅介護事業所で介護予防ケアプランを作成できるようになります。さらには、総合相談支援事業も、地域包括センターが居宅介護支援事業所に委託できるようになるわけですがけれども、その際に、ケアマネ不足の影響がないのかどうかということをお聞きをしたいわけです。

まず、笠間市の地域包括支援センターとしては、介護予防ケアプランの作成及び総合相談支援事業に関するこの変更点について、どのように対応されるのか教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 地域包括支援センターでは現在、要支援者がサービスを受けられるためのケア予防の、介護予防のサービス等のためのケアプランを策定しておりますが、職員だけでは対応が困難なため、一部指定介護支援事業所に委託しております。

こういった今般の制度改正を含めまして、包括支援センターでは市内の事業所に対して調査を行っておりまして、その事業所が単独でこういったケアプランを立てるようなことができるかどうかというような現状調査を行っております。今のところ、届出を出す予定というところが6件、それから届出を出さずに包括の委託を受けてやりたいというようなところが7件、それからこれから動向を見ていきたいというようなところが8件あるというような回答をいただいております。

包括支援センターとしては、これらの動向を見ながら、きちんこの予防ケアプランが対応できるような形で検討しておりまして、今年3月に新たに桜川市と石岡市の2事業所に委託の契約をするなど、現状を見据えた形での対応というのを進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 総合相談支援事業については、どのように対応されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 総合相談事業につきましては、やはり包括支援センターが中心となってやっていくということは変わりませんが、ケアプランと同様、事業所と調整をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 介護事業計画のほうには必要量というのは明確に書かれるのですけれども、なかなかその必要量に対する供給量があるのかどうかというのは、あの計画からはなかなか見ることはできません。なぜかという、先ほど所長の答弁の中にも、桜川とか石岡の施設も含めてというような話がありましたから、笠間市内だけで供給量を解決するというのは無理だということだと思わすけれども、ただ全国的にケアマネジャーの不足というのが言われております。こういう影響が、笠間市のこの介護保険体制の根幹を揺るがすようなところに影響を及ぼさないようにしてほしいというのが、私どもの要望というか、意見なんです。

そういう意味では、民間事業者、あるいは民間事業者の抱えているケアマネの労働条件だとか、数だとか、そういうものが必要量に足りているのかどうかという、そういう調査や判断というのはやらないのでしょうか、やっていただけないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 現在、市内の当然、ケアマネの数というのは把握をしておりますし、そういう必要な、今後の推移を見て、現状を踏まえての必要なプランの状況というのも把握をしております。

現状は、市内のケアマネの数に照らすと、介護が必要な方へのプランニングというものが対応できるというふうに考えております。ただ一方で、これから要介護の認定者は増加

が見込まれていることから、その不足を補っていくような対応が必要というふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これもその計画の中を書くかどうかは別としても、私も一番気になるところなので、これもちょっと対応しているのであれば、対応ができているということがちょっとどこかで分かるようにしていただければなというふうに思いますので、これもお願いをしておきます。

すみません。フリーズをしてしまいました。原稿を取りにいったいいですか。

○議長（大関久義君） はい。

○18番（石松俊雄君） すみません。引き続きやらせていただきます。

それでは、大項目2の介護予防事業について移らせていただきます。

介護予防につきましては、一昨日、河原井議員が非常に説得力のある質問をされました。その中で、要介護者を増やさないために介護予防事業が大事であるということ、そしてその指導者を確保をする、養成することが課題だという、心強い市長の認識も示されております。それを受けて、改めて何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、「高齢者の集いの場づくり」「ふれあいサロン事業」「地域介護予防活動支援事業」、ちょっとこれ似たような事業なのですが、ちょっとどこがどういうふう違うのか、ちょっと簡単に御説明願えますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 違いでございますけれども、まず高齢者の集いの場づくりにつきましては、生きがい健康づくりを目的とした85の高齢者クラブや、地域交流・多世代交流などを目的に19か所で実施しているコミュニティサロンなどの、地域住民が主体となって活動内容を企画運営するなどの活動を支援するものでございます。

次に、ふれあいサロン事業は、介護保険制度の財源を活用した事業で、総合事業対象者及び要支援認定者に対する居場所づくりや介護予防を目的とした支援を、地域のコミュニティサロンに委託し実施するもので、介護予防日常生活支援総合事業の通所型サービスBとして位置づけ、現在6団体が介護予防に取り組んでおります。

三つ目の地域介護活動支援事業も、同じく介護保険財源による事業で、高齢者が地域の身近な場所で継続して介護予防活動が行えるよう、体操などを普及させるためにボランティアを養成し、介護予防に資する、住民主体による通いの場としての活動を支援するもので、現在、活動しているシルバーリハビリ体操指導士会、それからスクエアステップ・リーダー会、こういったところの活動を指しております。

これら、実施主体や取り組む内容、財源、目的などに違いがございますが、地域を拠点とした住民主体の活動であることなど共通点も多いため、関連性も強いことから、9期の計画において、それぞれを重点事業として位置づけし、一体的に推進していくというもの

でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。

ふれあいサロンについて少しお聞きをしたいのですが、これは、笠間が10か所、友部で9か所、岩間で5か所ですかね。合計24か所で開かれていますけれども、笠間市の業務委託として行われているところと社協の事業として行われているところがありますけれども、その違いについて簡単に御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 笠間市の業務委託として行っているところは、介護保険の財源を使っているということで、対象者が要支援1、2、それから総合事業対象者が10人以上いるということの一つ条件として、それから事業の年度の最初と最後に簡単な評価をしていただくということで、委託6万円ということをお願いしております。

それ以外のコミュニティサロンについては、そういった制限はなく、何でしょうね、高齢者をサポートする側、サポートされる側というような区分もあまり設けず、その地域の雰囲気、そういったものを活用した形で、社協の予算を使ってやっているというところで、介護の予防色が違うというんですか、指標がちょっと違うというようなところでのサロンの区分けというようなところでなっております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうしますと、ふれあいサロンという同じ名前がついているけれども、2種類あるということですよ。笠間市が介護保険の事業としてやっている事業と社協の事業としてやっている事業、2種類あるわけですが、そうすると笠間市の場合、事業としてやっているところは上限6万円、年間の補助が出るというふうに伺っているのですが、社協のほうは年間、例えば月2回16人で開催するとすると、年間2万円から、16人だから3万円出るんですかね。そうすると、保険料だけで1万3,440円かかるというような実態があって、残金が1万6,560円ですか、これで運営をしていかなければいけないとほぼ何もできないというか、そういう状況なんですね。

それから、市が事業としてやっているほうは、いわゆる介護事業に携わっている方、いわゆるプロの方、プロの方も来ていただいているいろいろなことに関わっていただくことができるけれども、もう一つのほうの社協がやっているというところは、もう位置づけが違うのかもしれないのですが、住民だけでやるという、そこに大きな違いがやっぱり出ているんですね。これを、市の委託事業並みに全部するということはできないんですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、ちょっと前段でお話をさせていただきますと、このコミュニティサロンの立ち上げを支援している社協の生活支援コーディネーターがいるんですが、そちらの現場の話を聞きますと、市内で活動するサロンの担い手の交流会を定

期的にこれまで開催している中で、情報交換を通じて、ふれあいサロンを市のほうで委託している事業は、ふれあいサロンというような名称で呼んでいるんですけども、その事業内容を参考に、介護予防などの体操を地域の社協でやっているコミュニティサロンが、活動の柱として取り入れるなどの傾向が広がっておりまして、これはいい傾向だと思うんですけども、市内全体のサロンのボトムアップが図られているという認識をしております。

この全体の活動内容の充実が進んでおりますので、こうした背景も踏まえて、前段申し上げました、市の委託事業としての評価と、主に評価、やる前やった後の評価、これを取り入れていただければ、全てのコミュニティサロンを同様に格上げできるというようなこともできますし、今、コミュニティサロンと市でやっているふれあいサロンの内容の差というのがあまりこうなくなってきた、上に寄ってきているというところがございます。

これが、この市の委託事業に進んでいかないちょっと理由としては、やはりその地域の方のそういった書類の作成とか、そういった事務がちょっと重いというようなものと、あとやはり担い手側と、そこでサロンに通う方をあまり分けたくない、区分けしたくないというようなところがございます、そこは意見は尊重したいと思いますが、今後今のような流れを踏まえて、全体のこのサロンのボトムアップというのは可能であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） まず、河原井議員の質問の中で市長も言われましたけれども、指導者養成には力を入れる、入れなければいけない。市長の個人の意見というか、あくまでも個人の意見ということでしたけれども、その際にはやっぱり必要な経費もあるだろうということも言われていました。その意味ではやっぱりこのサロンを同じようにしていくということが必要だと思いますし、事務作業、いわゆる書類のつくりの手間等々が大変であるというならば、ぜひともそこは行政のほうとして支援をしていただいて、同じレベルになるようにぜひここはしていただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に、3項目めに移らせていただきます。

介護予防事業の担い手なんですけれども、これも今ほど申し上げましたが、市長のほうから指導者をどう育てていくのが課題であるということも言われました。それから、昨日の河原井議員の質問の中でも、他市町村に比べて、笠間市ではシルバーリハビリ体操やスクエアステップがもう非常に盛んに行われているということもお聞きをいたしました。

問題は、福祉事務所長が、シルバーリハビリ体操の3級指導士の養成講座、これ5月に市で開催をして、それ以降については指導士会と協議をして検討していくというお話だったんですけども、これは指導士会は複数回やってほしい。つまり、やりたいという人がいたときに、やるための講座をすぐ受けられなければ、その気持ちは萎えていくわけですよ。やりたいと思ったときに、もうやりどきなんです。だから、できるだけ講座が多

い、多いほうがいいというのは、それは当たり前のことなんです。

ですから、年1回ではなくて複数回にしてほしい、せめて2回にしてほしいというのが指導士会の要望、意見、声、多分、所長のところにも届いていると思うんですけども、これはそのことを尊重していただけないのですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 3級指導士を養成していくためには、1級の指導士が4人体制で、5回の養成講習会のボリューム感が必要だというのが、前提となっております。

私どものほうでは、市内の1級指導士の方のほうが、来年、令和6年度6人に増えるというようなことも聞いておまして、1級指導士会の皆さんの御協力を得られるのであれば、これは市としても、回数を1回に限らず複数回やっていくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。協力は得られると思いますので、これは複数回進めていただきたいと思います。これは確認をさせていただきました。

以上で大項目2の質問は終了とさせていただきます。

次に、大項目3の教職員の働き方改革について質問をいたします。

働き方改革につきましても、昨日の村上議員の質問の中で、笠間市では平成31年に学校の働き方改革プランが策定をされて、推進委員会を中心に働き方改革が進められているというふうにお聞きをしております。重複する内容については、できるだけ避けて質問をさせていただきますが、1点だけお伺いをさせていただきます。

働き方改革プランの中で、今年度末までに、月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教職員をゼロにするという目標が掲げられておりますけれども、これは達成されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

現在、超過をしている職員がいるのも事実でございます。

今後、その職員に対しても早めに帰れるようにということで、今現在努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 要するに達成できないということなんですかね、よく分からないので、きちんとお答えいただけませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 現在のところ、達成できない状況でおります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、この達成できない状況については、どのように改善をされていくのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 啓発を続けていくことと、昨日の答弁の繰り返しになりますけれども、勤怠システムをしっかりと数値化、見える化してやっていきたいと考えています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 要は、45時間以上残業している本人の問題のように聞こえるんですよ、教育長の答弁というのは。本人の問題、本人が超過勤務をするかしないかは本人が決めることなんですけれども、でもせざるを得ない条件や環境というのがあるわけではないですか。

せざるを得ない条件や環境、仕事量が多いというのを改善していかない限り、この45時間を超える教員をゼロにするという目標は達成できないと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

教員の場合には季節的なものがありまして、4月、5月がどうしても超過勤務になりやすいという状況があります。その点について考えまして、来年度については、4月を5時間授業にするとか、そういう方策を1か月間取るとか、そういう考え方で進めていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 要するに、授業時間数とか、そういうものを制限をかけて減らしていくという、そういうことだと思ってしまうんですけれども、授業時間数をいじったとしても、いじったという形適切ではないんですけれども、減らしたとしても、仕事量そのものが、業務量そのものが減っていかなければ、それは本人としては超過勤務をせざるを得なくなるでしょうということを申し上げているんです。業務量をいかに減らしていくのかということをごきちんと考えていただきたいということを申し上げて、ちょっと次の2項目めの質問に移らせていただきます。

笠間市では県内でトップを切って、学校給食費の公会計化を実現をしていただきました。それまでは、給食費の滞納があると、学校給食の内容、質が落ちてしまうという状況もございました。公会計化することによってそういうことがなくなり、さらに現在では主として学校給食の予算を増額することによって、保護者が払う給食費の値上げをしないで済んでいます。ところが、学校現場では、学校で給食費を集めて、一旦学校が集めて、それを市に送るという現状がいまだにあるというふうに伺っております。ほかの公会計化をしている自治体では、学校と保護者のやり取りは一切せずに、行政と保護者間でのやり取りが

行われ、遅延や未納についても、直接行政と保護者がやり取りをしています。

それから、学校に起こりましたけがなどによって医療費がかかった場合、家庭に支給されるスポーツ振興センターの災害給付金についても、現金のやり取りをいまだに教員と保護者の間で行われている実情もあります。これも学校通さずに、自治体から直接保護者に振り込む、そういう方法に切り替えるべきだと思います。

細かいことではありますが、これこそ教員の業務ではないことを削減するというものにならざるを得ないと思うんですけども、このことは実施していただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

今回、改めて調査を行ったところ、やはり現金支給を子どもたちから保護者に通じてという学校が、結構ありました。このことについては、やはり公会計化ということで、行政のほうから直接保護者のほうにという考え方も含めて、今後改善していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） しっかり改善をしていただきたいと思います。

3項目めに移ります。以前の村上議員の一般質問の際に、教育長がフッ化物洗口業務に対しまして、給食後の歯磨きタイムの同時間、同時進行でやっているの、意識的には業務は増えるかもしれないけれども、実質的な業務増にはならないという見解を述べられましたが、この見解には今でもお変わりはないでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状を申し上げますと、当初の予定では歯磨きタイムのときに一緒にという考え方だったのですが、学校との協議の中で、このフッ化物洗口は、そのあと汗をかいて喉が乾いて、水を飲んだときにはちょっと効果が薄まるだろうという、そういう御指導がありまして、昼休みはちょっと難しいだろうということで、朝の会に実施したということですので、若干去年の答弁とは違っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そういう状況もありますから、実際には、体調不良の子どもが複数出た場合の対応に対する不安だとか、あるいは保健主事と給食主任の兼務をされているような方々がフッ化物洗口の業務を携わっている実態だとか、いわゆる業務の増加負担になっている実情、声というのを私どもは聞いているんですけども、そういうことについてはどのように把握をされていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、現場の声でももちろん反対をするという声がありましたが、前回、村上議員にもお答えしたとおり、養護教諭部会のほうで一番の反対は薬品を扱うことにあるということだったので、本市としましてはポーションタイプ

で、希釈もしない、計量もしないということで、簡単に子どもたちのほうに提供できるような、そういう状況で行っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これも村上議員の質問の中でも教育長がおっしゃっていたことなんですけれども、フッ化物洗口は、学校以外の場所、家庭でやるべきものだというふうには思っているという見解を言われました。しかし、今の家庭教育の現状では、早寝、早起き、朝ごはんもできていない。そういう中で、当然、歯磨きの習慣も徹底していないから、子どもたちが家庭の格差によって健康不安、そういうふうになってはまずいと。そういう時代の中にあるから、一定の期間、学校が責任を持って、将来の笹間を担う子どもたちの歯の健康を守っていくということが必要なんだというふうにおっしゃられたんですね。

まさに、これ教育の視点だと思うんですけれども、教育という意味では必要だと思うんですが、ただこれはあくまで家庭の問題であるわけですから、学校でやるべきことは、歯の健康を守るという、家庭教育も含めた教育をきちんとやった上で、集団のフッ化物洗口問題も取り上げるべきだと思うんです。まさに、これはインフルエンザの集団予防接種がなくなったのと同じように、集団でフッ化物洗口をやる問題ではなくて、教育の問題としてきちんと学校の中で取り上げるべきだと思います。

そういう意味では、集団でフッ化物洗口をやるということの是非についても改めて教育としてどう取り上げるのかということ、もう一度、教育委員会の中で議論していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、私はやはりこれは家庭でやるべきものだというものは根底に持っていますので、ある一定の期間続けることによって、子どもたちに習慣化がされたとみなした段階で、家庭教育のほうに移行していきたいと。もちろん、その段階では、家庭には啓発するような形で伝えていく方策を取っていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、単純に集団でフッ化物洗口を繰り返すだけではなくて、ちゃんと習慣化する、歯の健康を守るということにきちんとつなぐような、そういうことも併せてやっていただかないとなかなか目標は達成されないと思いますので、そういうことをやっていただきたいということと、それから先ほど申し上げました、実際業務過多になっている部分もないわけではないので、そこをきちんと調べていただいて、業務過多にならないようにしていただくことをお願いを申し上げたいと思います。

④の、4項目めの質問に移ります。学校の働き方改革プランの中にも、学校を支える人員の体制、先ほどの内桶議員の質問の中にもありましたけれども、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラー等々が配備をされているのですが、実は事業主体は県になってい

るのですけれども、文科省の事業で教員業務支援員を全小中学校へ配置をするという、そういう事業がございます。

これ既に配置されている学校からは、教材や資料の印刷だとか丸つけをその方に頼んで、非常に業務の軽減につながっているという、そういう大変、声を聞いています。

そういう意味ではこの事業は非常にいい事業だと思うのですが、笠間市としてはこの事業の導入、それから今後の予定についてはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

この事業については、国のほうから平成25年度に下りてきた事業で、県と政令指定都市に分担がされているものなんですけれども、当時、私は平成25年に県庁にいてこの事業の立ち上げに携わった1人でもあるのですが、本県の場合にはこの事業の活用を障害者雇用の一部として考えて、スクールサポートスタッフとしてある一定の人数を各学校に配分していくということで、本市においても昨年度、今年度2名の配置を受けております。

大変有効で、先生方が授業を準備するに当たって印刷等もやっていただけるので、大変重要な役割だということで、今後も活用していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 国の事業を利用しないで、笠間市として単独で予算を確保して、これをもっと広げるということは考えられないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状では人を探すことがちょっと無理な状況で、教員も講師も足りない状況なので、まず講師のほうを探すほうが先かなと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ということは、人が確保できればやれる可能性、やる条件というのはあるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろんそのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

では、5項目めに移ります。笠間市内の学校は、通常学級の教室には、ほとんど内線電話が整備をされております。特別教室や体育館、武道場などは、まだ整備をされていない学校があります。

学校の先生方にとっては、急な体調不良の子どもが出た場合だとか、不審者の対応など、安全管理の面からも、全ての教室に内線電話を配置をしてほしいという、そんな声も出ていますけれども、全ての特別教室、武道場・体育館含めて、内線電話を整備をするという方針は持っていないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

現在、内線電話の設置状況につきましてまずお伝えしたいと思うのですが、小中学校16校中、13校が全教室に配置されており、残り3校につきましては一部未設置となっております。また、体育館及び武道場の内線電話の設置状況につきましては、市内16校中、10校に設置されており、残り6校についてはまだ未設置ということでございますので、今後、教育委員会としましては、子どもたちの安心・安全を確保するために、体育館及び武道場について、まず設置について順次、検討していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 順次だから時間はかかるかと思うのですがけれども、いずれ全ての教室、学校の施設には内線電話が整備をされるんだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのような考えでおります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 以上で大項目3の質問を終わりました、大項目4の質問に移らせていただきます。

次に、一般家庭の「可燃ごみ収集運搬業務」と「不燃ごみ収集運搬業務」の契約についてお聞きをいたします。

前回5年前の契約が12月でしたので、昨年12月というふうに私は通告をいたしました、今回の契約は本年2月だったということであります。大変申し訳ありませんが、昨年12月の通告を、本年2月に訂正をして質問をさせていただきたいのですが、訂正をしてもよろしいですか、議長。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○18番（石松俊雄君） それでは訂正をさせて、質問をさせていただきます。

今回の一般家庭における「可燃ごみ収集運搬業務」と「不燃ごみ収集運搬業務」の契約内容について、簡単に御説明ください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 18番石松議員の御質問にお答えします。

可燃ごみ収集運搬業務と不燃ごみ収集運搬業務の委託契約の内容についての御質問でございますが、本契約の内容は、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ等を市内約2,800か所の集積所から収集し、本市の一般廃棄物処理施設である環境センターに運搬する業務を委託するものでございます。

履行期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年度とし、笠間・友部・岩間の3地区それぞれにおける可燃ごみ、不燃ごみ等の収集運搬業務、計6業務を委託しているものでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 契約内容、契約方法についてはどうなのでしょう。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 契約方法は、随意契約で行いました。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは2項目めの質問に移りますけれども、今回の契約と、前回、前々回の契約金額の比較、さらには今回の契約と前回、前々回の1年当たりの参考見積りの金額の比較を教えてください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 契約金額と参考見積りの前回及び前々回との比較との御質問でございますが、各事業者が提出した参考見積りにつきましては、公にしますと各事業者の事業活動に不利益を与えるおそれがあるため、契約金額のみお答えさせていただきます。

なお、比較に当たりましては、前回の委託期間が平成31年度から令和5年度までの5か年度、前々回の委託期間が平成28年度から平成30年度までの3か年度となっており、期間が異なることに加えまして消費税率にも違いがあることから、委託期間の総額を1年度分当たりに案分した前年比較にて御説明させていただきます。

契約金額につきましては、今回が6業務を合わせて、1年度分当たり3億7,428万円となり、前回と比較しまして9,459万9,000円の増、前々回と比較しまして2億3,490万1,000円の増となっております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 随意契約をして9,000万円以上増になっているということですよ。それから、前々回と比較して2億円以上になっているんですけども、この増になっている理由、原因、教えてください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 前回及び前々回と比較して増額となった要因ということで、御説明させていただきます。

設計内容の中で御説明させていただきますと、主に運搬車両費と人件費の増加が主な要因でございます。運搬車両費につきましては、特に燃料費の上昇及びごみ処理施設の統一に伴う収集車両の走行距離増加により、前回と比較しまして723万9,930円の増、前々回と比較しまして3,011万4,160円の増となっております。また、人件費につきましては、労務単価の上昇、休日は割増しの導入に加え、笠間地区の祝日収集開始などによりまして、前回と比較しまして5,393万3,459円の増、前々回と比較しまして9,272万1,937円の増となっております。

なお、人件費につきましては、茨城県が公開しております公共工事の設計労務単価を基

に、また燃料価格につきましては、資源エネルギー庁が公開しております石油製品価格調査を基に、適正に積算をさせていただいております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） なぜ、随意契約にしたのかということもお聞きをしたいんですけども。前回、前回の契約のときにも、私質問をさせていただいております。前日も、一部随意契約が入っていたと思うんですね。

先ほど、燃料の問題、人件費、労務単価の問題等々で上がっている、値段が上がっているということもお聞きをしたのですが、基本的に地方自治法では一般競争入札で行わなければならないというふうになっている。これを、あくまでも条件付で随意契約にできるんですけども、私どもがやっぱり一番疑問に思うのは、なぜ今回随意契約だったのかということなんです。競争入札から随意契約になって、契約金額が2億円以上、それから9,000万円以上上がっているということは、その契約の在り方に問題があるのではないかと。

つまりは、競争性がなかったのではないかとこのように感じるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） すみません、これは③の競争性の確保の部分についての御質問でよろしいでしょうか。

○18番（石松俊雄君） ②の、続いて、引き続きの質問です。

○環境推進部長（小里貴樹君） 競争性がなかったのではないかと、随意契約したことによりという御質問でございます。

私どもは、廃棄物処理法に基づきまして、市町村の責務である、市域の生活保全を支障ないうちに収集処分するといった重い責任及び委託の基準に基づきまして、各事業者、可能な事業者、執行可能なことのできる事業者という部分も確認をさせていただいたところでございます。そういった部分の中で、この部分を履行できる部分については、現在の既存の4業者のみができるというふうに判断させていただいたところであり、その結果、随意契約というふうにしたものでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ③の質問に入っていくんですけども、つまりこの業務をやれる業者が4者しかない。だから、その4者に限ってやったので、随意契約と4者というのは、今回の契約の前契約をしていた4者ということなんだと思うんですけども、4者しかないから随意契約にしたんだという、そういうことなんだろうと思うんですけども、別に随意契約4者ではなくて、もう他社を入れて競争入札にするというのは可能ではないですか。

なぜ、これ4者に限って随意契約にして、競争入札にしなかったんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほども答弁しましたとおり、委託の基準に見合う事業者が、この4者のみであるということでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） その委託の基準というのは、どういう基準なんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 委託の基準は、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的な基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切なものに対して委託することとの要件に加えまして、委託料が受託時業務を遂行するに足りる額であることといったことが、委託の基準として定められております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、別に4者ではなくてもあるのではないかなというふうに、私は個人的には思います。それと、この次の契約もこの4者のままいけば、ずっと随意契約になりますよね。随意契約で永遠に行けば、これは競争性はここに入ってきませんよね。今部長が、今の答弁でいくと。

そうすると、いつまでたっても随意契約、5年後も随意契約、その後も随意契約になるのではないですか。そうすると、競争性が確保されていない。いつまでたっても、ごみの収集運搬業務については、競争性は入っていないと思うんですね。これどう考えるのかということと。

それから、④の時間がないので④も質問しますけれども、随意契約に今回した理由、これ私、聞かなかつたら、随意契約になっているというのは分かりませんでしたよ。議員も分からなかったと思うんですね。もし契約を随意契約にするのであれば、随意契約にした理由と、その内容については、議会だけではなく市民に対して公表すべきだと思うんですけども、これ公表されていません。

これを公表する考えはないですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、現状のままでは、新規事業者が参入できなく4者のままではないかといった御質問でございますが、一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、先ほど来も言っていますように、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物を確実に処理するための、そういった市へ責務が、市町村には重い責務がございます。

また先ほども申しました、委託の基準、そういったものを鑑みの中で、我々は競争入札といったことを排除することなく、契約手法については検討をした上で、今回決定させていただいております。次回に向けて、そのような検討は引き続き行った中で、契約手法については決定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 公表につきまして、すみません、自席で答弁をさせていただきますと思います。

随意契約の契約案件につきましては、法的に公表が義務づけられるというものといたしまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づきまして、予定価格250万円を超える公共工事につきましては、閲覧の方法により公表をさせていただきます。また、地方自治法施行令並びに財務規則の規定に基づきまして、特定の随意契約につきましては、ホームページの掲載の方法により契約期間、相手方等々の理由を公表しております。

また、それら以外の業務委託や物品購入の随意契約案件につきましても、笠間市公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約内容の公表に関する実施要綱に基づきまして、求めに応じ、閲覧の方法により公表をしております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 時間来ているので、以上で終了させていただきます。

○議長（大関久義君） 18番石松俊雄君の質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後零時17分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番林田美代子君の発言を許可いたします。

林田美代子君。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番、日本共産党の林田美代子でございます。議長の許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。今回は、三つの項目を質問いたします。

初めに、大項目1、最初、「子どもが笑顔で学ぶことができる学校に」不登校対策について質問いたします。

まず、小項目1、不登校の現状について質問いたします。

不登校とは、どんな状態のことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

不登校の定義についてのお尋ねだと思いますけれども、不登校という言葉が生まれたのは1990年代でございます。この言葉の前は、戦後、学校嫌いという言葉が生まれ、あと登校拒否と変わり、1990年代に不登校の原因等が明確にされてきたことに基づいて、不登校

の定義を国が定めております。

その定義につきましては、何らかの心理的、それから情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景によって、子どもたちが登校しない、あるいはしたくてもできないような、そういう子どもたちが年間30日以上欠席をしたものを不登校と定義づけております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 文科省の調査では、2021年度に小学校と中学校合わせて不登校が約24万5,000人と報告されています。過去最高で、年々増加する傾向にあると述べています。

笠間市では、小中別の不登校児童生徒の数、令和3年度以降の推移はどのようになっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 本市における小中学校別の不登校児童生徒数の推移について、令和3年度から令和5年度までの1月31日現在で申し上げたいと思います。

令和3年度につきましては、小学校53名、中学校131名、合計184名で、全体の3.4%となっております。令和4年度は、小学校80名、中学校153名、計233名の全体の4.4%でございます。最後に、令和5年度1月31日現在で、小学校32名、中学校136名、合計168名の全体の3.2%でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市の状況をお聞きしましたが、想像以上に多いことに驚きました。不安を感じました。

また、同じ文部科学省の資料で、2021年の小中高の学年別の不登校数が発表されています。それによりますと、小学校1年生から始まって、中学校への学年が上がるほど増え、増加率は小学校が高く、中学校入学して、学年が上がるほど増え、増加率は小学校が高く、中学校入学どきに急増するという特徴が現れています。

笠間市では、不登校児童生徒数の学年別の状況はどのようになっていますか。また、どんな特徴がありますか。併せてお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 不登校の細かい児童生徒数につきましては、今年1月31日現在、その数字で申し上げたいと思います。

小学校1年生は1名、2年生につきましては2名、3年生につきましては4名、それから4年生につきましては7名、5年生につきましては5名、6年生につきましては13名。

中学校に参ります。中学校1年生については34名、2年生につきましては49名、3年生につきましては53名となっております。

議員から御指摘があった、特徴についてでございますが、全体的に国とほぼ同じような状況なのですけれども、まず低学年においては母子分離不安、いわゆる保護者との分離不安というものがまず大きく考えられます。高学年になるにつれまして、受験への不安であったり、友達関係の不安であったりということが増えていくという状況で、中学校3年生の53名という数字が出てくるものだと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 不登校の子どもたちの心境や保護者の心配事を察するに、とても心配です。さらに、同じ文部科学省の資料によりますと、学校内外の専門機関で相談、指導を受けていない小中学生のうち、90日以上欠席したのは全国で4.6万人もいるということで、少しずつ減少はしているようですが、無力な子どもたちへの支援のために大人の責務が果たされていないと言わざるを得ません。

次に、小項目2に移ります。これまで笠間市では、不登校児童生徒の学校への復帰のためにどのような支援を行ってきましたか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 本市の不登校児童生徒への復帰支援について、次の3点についてお答えをしたいと思います。

まず1点目につきましては、不登校の原因背景が多岐にわたることですので、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援が必要となってまいります。そのため、本市においては、専門家としてスクールソーシャルワーカー、それから社会福祉士や関係機関、例えば子ども福祉課、児童相談所、病院等と連携・協働し、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開しております。

二つ目としては、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに、学べる環境を整備してあげることだと思っています。教育支援室「ここから」を中心に、支援機能の強化や校内フリースクールの開設、ICTを活用した学習支援などを行っております。

三つ目は、学校や学級が安心・安全となる居場所、専門的に言えば安全基地、セキュアベースというんですが、そういうものをつくって、魅力ある学校づくり学級づくりに推進すると、そういうことでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） どれも重要な取組だと考えます。特に、不登校児童生徒に直接手を差し伸べ、居場所となる公共施設、校内フリースクールの開設は、子どもたちにとっても保護者にとっても心強い取組だと思います。

次に、小項目3、校内フリースクールモデル校「つばさ」についてお伺いします。

心と体が安心できる新しい居場所として、今年度開設されたということですが、その運営内容、方法はどのようになっていますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 友部中学校に本年度開設をしました校内フリースクール「つばさ」について御説明を申し上げたいと思います。

この「つばさ」につきましては、令和5年6月29日に笠間市のモデル校として友部中学校内に設置をしております。校内フリースクールは、自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習生活ができる環境です。市の会計年度任用職員を校内フリースクール支援員として1名友部中学校に派遣をし、通室者の支援を現在行っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 私も一昨日、教室をちょっと見学させていただきました。そしたら、そのときは生徒はいらっしゃいませんでしたけれども、校長先生がいつでもいいですから見学に来てくださいと言われたものですから、また一度尋ねてみたいなあと思いました。フェンスがちゃんと間仕切りをしまして、子どもが本当にこう自分の空間ができるような場所になっていました。

次、行きます。さらに、実際に「つばさ」に登校した生徒数は何人でしょうか。また、自分のクラスに復帰するという成果は生まれたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

現在、通室しているのは、16名が通室をしております。

それから、復帰につきましては、中学校に校内フリースクールを設置したのは、小学校の場合には担任の先生が1時間目から6時間目まで同じ先生が教えていて、担任の先生と自分の波長とか価値観が合わないと、なかなか復帰することは難しいということ。中学校は教科担任制ですので、教科によって先生が替わって、この先生とだったら価値観が合うかなということなので復帰できるということなので、教科によって教室の中で勉強している子どももいます。現在のところ、全体的に学級復帰を果たしているのは1名と伺っています。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 早速成果が現れて、大変よいことだと思います。よい行いを取り組むことで、友部中学校1校だけモデル的に開設したということでは、いかにも不十分ではないかなと思いました。

設置はぜひ、友部中学校だけではなく、他校にも設置されるのかな、お伺いいたします。また、不登校が既に小学校から生まれているのですから、小学校にも支援する必要が当然あると思います。小学校には設置されないのでしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 校内フリースクールの今後の予定につきましては、先ほど申し

上げたとおり、中学校に私は有効だと感じていますので、中学校全校に配置をして設置をしていきたいと、そのように思っております。ただ、既に岩間中学校と友部第二中学校は、既存の先生方が対応して校内フリースクールをやっておりますので、今年度は3校でやっているというふうに御理解をいただきたいと思えます。

また、先ほどの小学校の件ですが、先ほど申し上げたとおり、小学校には先生方と児童との関係が難しいところがあるので、設置しない今は予定でおります。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 不登校というのは小学校の低学年から始まり、対策が不十分なために、学年が上がるごとに増えているのではないかと考えます。小学校への設置は早急に検討していただきたい。今答えていただきましたけれども、あえて申し上げます。

次に、小項目4、民間のフリースクールについてお伺いいたします。

公的な居場所以外にも、NPO法人などが運営する民間フリースクールがあると聞いています。NPO法人など、運営するにも、民間のフリースクールが大変御苦勞をなさっているだろうと思えますけれども、設置数をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 民間のフリースクールの本市の設置数でお答えをしたいと思います。

現在、1施設でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市の児童生徒のスクール利用状況、生徒数は全体のことで、フリースクール、民間も入っているかと思えますけれども、利用児童生徒の数は何人でしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 民間のフリースクールの利用状況についてお答えをしたいと思います。

本市は1施設ですが、他市町村に通っている児童生徒を含め、現在3名が通所しています。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） それから、取組が始まったばかりですけれども、取組に当たって、これから課題は何でしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 課題についてということによろしいでしょうか。

課題につきましては、やはり校内フリースクール、月曜日から金曜日まで全ての時間で指導員を配置したいと思っておりますので、この人材を見つけるのが結構大変な部分でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 民間のフリースクールは、当然、費用もかかると思います。この費用を継続して負担できる家庭は少ないのではないかと思います。フリースクール側も運用していくのに大変苦勞しているかと思えますけれども、民間のフリースクール利用料の助成制度は現在にありますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） フリースクールに対する市の助成ということも含めてなのですが、県からの助成はございます。現在、市では助成を行っておりません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） これからは公的な居場所だけでなく、子どもたちが希望すれば通える民間のフリースクールの支援も必要とされるのではないのでしょうか。児童生徒を受け入れられるフリースクールを助成することによって、多様な居場所づくりができるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいと思えます。

しかし、県からは助成があるということですが、笠間市ももう一度検討していただきたいと思えます。

次に、小項目5、教育支援室「ここから」とはに移ります。

校内フリースクールを支援する役目を担っているということですが、その役割と実績について伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教育支援室「ここから」について御説明をしたいと思います。

「ここから」につきましては、もともと笠間市の場合には、笠間地区、それから友部地区、岩間地区の3か所で、適応指導教室を運営していたものがありました。その3か所を1か所に集めまして、令和元年度、通室者は36名通っております。

失礼しました。令和元年度までは、その三つの施設に36名が通っております。

令和2年度に「ここから」が開設され、通室者は47名でございます。令和3年度は50名、令和4年度は60名、令和5年度は2月28日現在で67名となっております、その中には、今年から受け入れた高校生3名も含まれております。

公用車を活用して送迎を行っておりますので、子どもたちが遠いところからでも公用車を使って通学できる、そういう利点があります。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 教育支援室とって取組が始まったばかりでしょうけれども、取組に当たって、これから課題は何でしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 校内フリースクールとして市内全校に立ち上げることになって、

「ここから」に残っている、来る子どもたちは、やはり学校には通えないという子どもたちもいると思います。

それから、大きな課題としては、「ここから」に通える、校内フリースクールに行ける、民間のフリースクールに行けるといふ子どもたちがいる一方で、全くそういう社会と接点を持たない子どもたち、それに対しての支援をどういふふうにしていくかということが課題になってくるかと思ひます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 傷ついた児童生徒に寄り添って、立ち直りを支援するといふ重責を担っているわけですね。支援員の方が教育などの専門家として、専門性として持っている力を十分に発揮できるように運営していただきたいと思ひます。

次に、小項目6に移ります。笠間市の第2次教育振興基本計画では、令和8年度を目標に不登校を減らす計画を策定し取り組んでいるところだと思ひますが、計画を策定するために、子どもたちからの生の声を聞いて、その原因を把握しなければなりません。

笠間市では、児童生徒の不登校を生む原因はどのようにお考えでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 令和5年度はまだ続いておりますので、令和4年度の調査結果に基づいてお話をさせていただきます。

小学校においては、本人が学校生活の中での、例えば先生や生徒同士、児童同士のトラブルによる不安であったり、無気力であったりして登校できないといふのが全体の52.5%でございました。次に多い要因は、生活リズムが乱れている、いわゆる夜型の子どもたち、遊び・非行である子どもたちが13.8%、次いで家庭の生活環境の急激な変化、両親の離婚によるものとか、そういうものでございます。それが10%でございます。

続いて、中学校も同様な傾向なんですけれども、本人の学校生活への不安とか無気力が全体の62.7%、そして生活リズムの乱れ、遊び・非行が7.8%、家庭の生活環境の急激な変化が6.5%でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ただいまの答弁から、子どもたちの生の声、今の学校では嫌いだ、拒否しているものも受け止める必要があります。そして、夜型、今それも特徴の一つかもしれませんね。

次に、小項目7に移ります。笠間市では、第1期に当たる教育振興基本計画の中で、平成27年度不登校実績、小学校は0.4%、中学生は4.0%、令和3年度、目標値をそれぞれゼロ%において取り組んできましたが、第2期計画の基準値の令和2年度実績では、既にそれぞれ1.2%、5.7%と減少することではなく増えています、増加しています。目標値以上

に増加しております。

不登校を生まないために、どのような対策を取り組んできましたか。また、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 不登校を防ぐための対策、予防策ということが、やはり私も一番大事だと思っています。

やっぱり先ほど申し上げたとおり、子どもたちの居場所をつくってあげるということが重要なかなあと。セキュアベースというお話をしました。自分が安全に過ごせる場所は一体どこなのかというところを考えるということだと思います。

小学校において、我々が育った昭和時代と全く違うのは、学校で習うことは初めてが多かったんです。給食の食べ物もそうだったと思います。給食で出るメニューが、初めて自分が食べるものがありました。

ですから、1年生の教室で習う教科書のものが初めてというのが多かったのですが、現代を見てください。テレビを見れば、金曜日のチョコちゃんに聞けば分かるし、池上 彰さんに聞けばすぐ分かる。ですから、小学校1年生で習うものが既にもうインターネット上には答えが分かるようになっているところを、改めて教科書を使って小学校1年生から6年生まで丁寧に教えていくことが我慢できない子どもたち。

それから、幼稚園のとき、保育園のときにはロングの3時間であったり、6時間の保育事業をやっていました。ですから、自分がやりたいことをやれる分だけやることができました。でも、小学校に入った段階で、45分刻みの6こまの授業に変わります。これにやっぱり、子どもたちが今、ついていけない。

ですから何が言いたいかというと、子どもたちに対して魅力ある事業をどうやってつくっていくか。明日が待たれる学校づくりで、あした一体学校でどんなことがあるんだろうかと思えるような、体験がいっぱいで魅力がいっぱいの学校をつくる。先生方もそういう素養を持って学習していく、それから研究をしていく、そういう姿勢がやはり大事なのかなと。

ただ、そこについていけない子どもたちに対しては、「ここから」であったり、校内フリースクールであったり、民間であったりという、自分が選べる場所、時間的な余裕が持てる、心の安定できる場所で学習できる環境を整えるということを考えていくことが大事かなと思っています。それで、なかなか社会と接点を持たない子に関しては、GIGAスクール構想でタブレット端末が全ての子どもたちに行っていますので、子どもたちに常時つないで、授業が閲覧できるような、そういうふうなシステムをつくっていくことは、私は大事だと思っています。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 不登校を生まないためには、子どもたちの声に耳を傾け、基本的な改革に取り組まなければならないと考えられます。

そのために、教職員の増員だと思います。多様な子どもたちがクラスにいる中、教職員が十分に自信を持って授業を行うには、従来以上に準備、子どもを理解するための時間が必要だと思います。そのためには、1、公立小中学校の教職員定数の標準を定めている義務標準法の改正をすること。教員の持ちこま数に上限を設ける。2番、教職員給与特別措置法を改正です。きちんとした勤務時間管理制度をつくり、定額働き放題の枠組みをなくすことです。これらの法律改正のために、地方自治体から国へ強く働きかけが求められていると思います。

次に、小項目8に移ります。不登校生徒、児童生徒への支援、不登校を生まない対策など、笠間市の今後の不登校対策の課題は何でしょうか。先ほどもお伺いしましたけれども、また一言でもいいです。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 不登校を生まないということは、その子一人一人をよく理解するという、それから家庭とのよく連携を取りながら、子どもの個性であったりとか、そういうことをしっかり教育のプロとしてつくっていくということが、教員に対して必要なのかなと思います。

よく教員に対して、子どもたちと向き合うという話をします。向き合うということ、正面を向いて、向き合ってしまうと、それで失敗する方策がいっぱいあるんですね。向き合うというのは子どもと向き合うのではなくて、子どもと同じ方向を向くことも向き合うということなんです。

ですから、笠間市内の先生方には、子どもと向き合うのは正面ではなくて、同じ方向を見てあげることが大事だと、そういう形を取っていくのが大事だということで、日頃から先生方にそういう支援というか、言葉かけはしていますので、今後もそういう形で、一人一人が楽しく学校に通える、そして自分の居場所がある、そういう学校づくり学級づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今求められていることは、子どもたちが笑顔で伸び伸び生き生きと学び、遊び、生活することができる、一人一人が大切にされる場をつくることですね。それを願います。

一人1台、1台の端末ではなく、生身の人間です。子どもたちに寄り添い、声を聞き、良いところだけではなく、良いところ、悪いところ丸ごと受け止めていく、慈しむ人、大人の存在です。学校で子どもたちの成長、発達を保障し、学びを保障するために一番大切なことを今日は教わりました。

教職員を増やすということで、ぜひそういう学校を、ぜひ関係者協力してつくっていくことを求めます。

次に、大項目2、「いつでもどこでも誰でもが、医療にかかれる」健康保険証の発行継

続をについて質問いたします。

今回は、マイナ保険証の現状と、これからの市民の対応について質問します。よろしく
お願いいたします。

まず、小項目1、茨城県における国民健康保険と後期高齢者健康保険の被保険者の中で、
今までマイナ健康保険証と取得数とその被保険者の推移に対する割合はどのようになって
いるか、伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

茨城県における国民健康保険と後期高齢者医療保険のマイナ健康保険証の取得数と、そ
の被保険者数に対する割合との御質問でございますが、国民健康保険につきましては茨城
県に、後期高齢者につきましては茨城県後期高齢者医療広域連合にそれぞれ問合せを行
いましたが、いずれも把握をしていないということございましたので、お答えする
ことができません。

なお、参考となりますが、厚生労働省の公表資料によりますと、本年1月現在における
国全体のマイナ保険証利用登録率は77.9%となっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） とても残念です、数字が分かるのかなと思って期待をして
おりました。

例えば、77.9%ということですが、まだまだ、マイナ健康保険証の取得がまだ
だということだろうと思います。あわせて、マイナ健康保険証に不安を感じている人とか、
まだおられるのではないかと思います。また、後期高齢者のほうがきっと数は少ないだ
ろうと思いますが、デジタル環境がなかったり、申請のための移動が困難だったり、状況に
なるのではないかと想像されます。今後、デジタル化を進めるに当たって考慮しなければ
ならないと思います。

次に、小項目2、令和5年度までに茨城県において国民健康保険と後期高齢者健康保
険の被保険者で、マイナ健康保険証によって受診した割合はどのくらいになっていま
すか、伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 茨城県において国民健康保険と後期高齢者医療保
険者の被保険者で、マイナ健康保険証で受診した割合についての御質問でございます
が、こちらにつきましても茨城県及び茨城県広域連合からは把握していないとござ
いましたので、お答えをすることができません。

なお、こちらも参考とはなりますが、厚生労働省の公表資料によりますと、昨年8
月におけるマイナ保険証利用率は、全国の市町村国保で5.76%、全国の後期高
齢者医療保険で2.89%となっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） まだ、受診した割合が少ないと感じます。これから、本当に驚きました。マイナ健康保険証に不安を感じたり、マイナ保険証を保険証として使うのではなく、ポイントがもらえる目的だったのでしょうか。制度の進め方が間違っていないかということを感じます。

次に、小項目3に移ります。令和5年度に笠間市、茨城県において、マイナ健康保険証によって受診した場合のトラブル発生件数、トラブルはどのような内容になっているか伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間市及び茨城県において、マイナ健康保険証によって受診した場合のトラブルの発生件数と、その主な内容との御質問でございますが、国民健康保険に関しましては、県及び笠間市においてトラブルの発生はございません。また、後期高齢者医療につきましても、県広域連合においてトラブルの発生はないとのことでございました。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） それは、受診件数が少ないから、トラブルも発生しないのではないのでしょうかね。はっきりしたことが分かりませんが、これからマイナ健康保険証の受診数が増えていくだろうと、発生がしなければいいと願うばかりです。トラブルの発生件数が、笠間市ではゼロでした。県でもゼロでしたということは、喜ばしいことかどうか、受診が少ないからではないのでしょうかね。

小項目5に移ります。これから、マイナ健康保険証による受診が少しずつ増えてくると思います。

資格認証ができない、窓口で10割負担を求められるなど、マイナ保険証による受診、受付時のトラブルに備える、あるいは対応するために、市民はどのようなことに注意したらよいのでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） マイナ健康保険証による受診時に、トラブルに対応するにはということですが、現在トラブルは起きておりませんので、今後トラブルが発生した場合には、県や医療機関等と連携を図りながら、原因について適切に対処してまいりたいと考えております。

市民の方につきましても、医療機関受診時には御不安がある場合には受付でお問い合わせしたり、また私どものほうに国民健康保険であればお問い合わせをしていただければと思います。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 現行の健康保険証を必ず持って行って、全く分かりやすいト

ラブル対応ではありますが、こういう方法はいかがでしょうかね。

○議長（大関久義君） 6番目ですか。6番に入りましたか。

○11番（林田美代子君） いえ、その前です。

現行の健康保険証を持っていくと、トラブルが、そのとき窓口で解決できるのではないかなと思ったので、次にこういうことで、ホームページ、広報紙などにより、しっかりと広報をしていただきたいと思います。

次に、小項目6に移ります。小項目5と関連することですが、政府は2023年6月、現行の健康保険証を2024年、つまり今年12月に廃止し、マイナンバーカードに一体化する法案を可決成立させました。しかし、全国を見ると、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示されるなど、マイナンバーカードの受診によるトラブルが続出、多くの患者、国民が不安を抱えています。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は、公的保険診療から遠ざかると思います。国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が侵されます。

国民にも患者にも医療機関も望んでいないマイナンバーカードなどの一体化は直ちにやめて、現行健康保険証の発行継続をすることを、市から国に強く申入れていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） すみません、6番の内容でよろしいでしょうか。

現行健康保険証の継続、発行の継続との御質問でございますが、健康保険証の発行につきましては国民健康保険法等の法令により定められたものでございますので、市が独自で発行を継続できるものはないと認識をしております。

なお、現行の健康保険証につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、本年12月2日をもって廃止となりますが、経過措置といたしまして、廃止後最長1年間は現行の保険証を使用できるものとされており、また、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用登録をされていない方に対しましては、利用医療機関等の受診に支障のないよう、現行の保険証と同様の記載のある資格確認証が交付されることとなっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 政府は、国民健康保険制度において受給権を確保するために、発行する紙の資格確認書も、マイナ保険証も持たない者には保険者の職権で発行できるようにするという対策を打ち出しましたが、マイナ保険証で誤った資格情報登録でしか連携できていない中で受給権を確保するためには、全加入者に紙の資格証明書を発行するしか手だてはありません。

次に、大項目3に移ります。次に、「高齢者の社会参加をより促進するために」加齢性難聴に補聴器購入費に助成をとということで移ります。

笠間市でも2007年に高齢者の人口の割合がほぼ21%を占め、超高齢社会に突入してから、2022年には32.7%、3割を超えました。高齢者人口は、2042年ピークを迎えるまでに増加傾向が続くと予測されています。健康寿命が延びつつある一方では、さらに伴って医療費が飛躍的に増加しており、国も早急に対応に迫られています。

加齢による聴力の低下は、40代から一般的に高音域において始まり、60代になりますと軽度難聴レベルという音域が増え、70代ではほとんどの音域の聴力が軽度、中等度、難聴レベルになるとされ、65歳から74歳では17.6%、75歳以上は39.2%の人が難聴の自覚があるとされています。

国の研究によりますと、高齢者の難聴は、日本では1,500万人以上に及ぶと推計されています。WHOは、2018年に4.6億人であった難聴者が、2030年に6.3億人、2050年に9億人と急増するとしています。難聴対策が、世界的な課題になっていると指摘しています。

まず、小項目1に入ります。軽度、中等度、難聴レベルのいわゆる加齢性難聴が、難聴者の日常生活や社会生活等にどのような影響を与えているのでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

加齢性難聴の影響でございますが、加齢性難聴は、議員ただいまおっしゃったとおり、高音域の聴力低下や、言葉や日常生活の中での音の聞き取りが悪くなるためコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす原因の一つと言われております。また、国立長寿医療研究センターを中心とした研究グループの研究によりますと、高齢者の難聴は認知機能低下との強い関連があり、認知症の要因になる可能性があるとの研究結果も出ております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 御答弁のように、加齢性難聴は必要な音が聞こえず、社会生活に影響を及ぼし、危険を察知する能力が低下していきます。家族や友人と円滑なコミュニケーションが取れなくなる。社会的な孤立や自信をなくしていきます。それにより、鬱病に陥ったり、最近では外国での大規模な疫学研究によりますと、加齢性難聴は予防可能な認知症のリスクの最大の要因だと、国際的にも認められています。

高齢者の社会参加を促進し、介護予防及び認知予防を進める上で、難聴が障害になり、補聴器の使用が難聴の治療に有効であることははっきりしております。また、労働機会が失われる、医療費が増えるといった経済的な問題も関連します。これらの現状から、高齢者の難聴に対する医療的社会的介入が重責な課題だとなっていることは明らかです。

次に、小項目2に移ります。加齢性難聴に補聴器の購入助成をに移ります。

難聴者に対し、まず補聴器の装用を行い、装用効果が十分である場合には、人工内耳装用を検討する取組を積極的に推進する必要があると考えます。

補聴器販売店がつくる団体の調査によりますと、日本の人口当たりの難聴の割合は、2022年に10%と先進国と大きな差はありませんが、これからは先進国の中で最も高いイギリスの52%、最も少ないイタリアでも35%と比べても小さい差です。

内耳装着率については、同じ傾向が見られます。このような補聴器所有率に大きな差があることの要因の一つに、補聴器購入費に対する公的助成制度の有無が関係しているのではないのでしょうか。イギリスでは100%医療保険からの補助が得られます。アフターサービス費用もカバーされ、修理や電池の交換も無料だということです。イタリアにも公的補助があります。日本では国が助成制度を設けていないために、地方自治体独自が助成制度を設け、実施しています。ある市民団体の調査では、今年1月4日現在で239自治体になり、実施自治体は1年で倍化しています。

憲法に定められた個人の尊重と幸福追求権、生存権の保障、法の下での平等の精神から見ても、国民の1人である難聴者を差別してはいけないと思います。ぜひ、加齢性難聴に何らかの補聴器購入助成を実施することを求めます。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 加齢性難聴者に補聴器購入の助成ということでございますが、本市では重度の難聴者に対しましては、年齢にかかわらず、障害者への補装具助成制度において助成を行っているところでございます。

加齢性難聴につきましては、その特徴として、状態が固定せず進行性が見られるということもあることなどから、補聴器を購入しても雑音や装着の煩わしさなどの理由で、所持していても装着しない方も多く見受けられ、助成による効果は薄いことが想定されております。これらのことから、補聴器の購入に関しては、御本人の状況に応じ、各自で対応していただくものと捉えておまして、加齢性難聴に対しての補聴器購入費を助成する考えはございません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 県内でも8市町村が、補聴器購入助成を実施あるいは予定とされています。

補聴器装用から聞こえるようになった。補聴器を装用、つけるということなんですけれども、聞こえるようになって、集まりなどに行けるようになったという、うれしい声も聞かれます。これからは、これまさに高齢者の社会参加をより促進するためということで、令和6年度から始まる第9期高齢者福祉費養護保健事業の介護予防事業そのものです。今後、さらに検討していただきたいと思います。

次に、小項目3、難聴を早期発見する取組に移ります。

日本では、補聴器使用が広がらない原因に、公的助成がないことも挙げられると思います。高齢者の聴力の検診が行われないことが挙げられています。例えば、国民健康保険の特定健康診査項目には聴力が含まれていません。また、介護予防のための生活機能評価の

ための基本チェックリストにも、また聴力の項目がありませんし、フレイルの簡易チェックにも、深掘りチェックにも聴力が含まれていません。これでは、なかなか自分の聴力に難聴と気づくことができず、医師の診察、補聴器による治療までたどり着かないこともあると思います。

もっと大事なことは、これらのチェック項目に、難聴との関連が深い項目をチェック、もはや不可欠だと思います。金沢市では医師会と協力して診察券を発行し、医療機関と聴力検査を委託、実施しています。笠間市でも、特定健康審査項目に聴力を加えることを求めます。また、基本チェックリストやフレイルの簡易チェックに聴力項目を加えることも、簡単できます。スクエアステップなどの通い場においても、難聴障害度問診票などに聞こえ具合のチェックを実施したり、難聴など聞こえに関する講座を開設することを有効だと思います。

難聴を早期に発見する取組に着手することを求めます。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

まず、難聴の健康診査をということでございますが、高齢者につきましては、高齢者健康診査について、茨城県後期高齢者医療広域連合と市が連携して実施をしております。やはり、その実施要項の中に、検査項目として聴力検査は含まれておりません。また、聴力検査を実施するとなりますと、正確な検査を行うためには、防音室であったりとか、それから技師等の確保など課題も多くございますので、すぐには取り入れることは困難だと思っております。

高齢による難聴につきましては、生活習慣病予防が深く関連しておりますので、生活習慣病及び重症化予防の取組を推進してまいりますとともに、聞こえが気になるような方に関しましては、現在も専門医の受診をお勧めしている状況でございます。

先ほど、高齢者の聞こえのチェックリストということで、自己チェックの実施についてでございますが、今後、高齢者が増えることによりまして、加齢性難聴の増加も見込まれることから、早期に医療機関の受診につながることを目的といたしまして、聴力や聞こえについてのセルフチェックシート、この活用については現在検討を進めているところでございます。

それから、集まりの場、集いの場において健康講座を実施する場合には、難聴の早期発見ということで、診断方法とかにつきましても講話の中に取り入れていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ぜひ、早急に実施をしていただきたいと思います。難聴の早期の発見と治療につながる取組は、難しいことではありません。十分に検討して実施を実現していただくように、切にお願いいたします。

次に、小項目4、購入した補聴器、使い続けるために支援をとということで移ります。

日本において補聴器治療が広がらない原因の一つとして、購入したけれども装着、聴力の健診がなされていないことに加え、さらに補聴器の満足度を先進国各国に比べて低いことが挙げられます。つまり、補聴器の効果についてあまり信頼されていないということで、身の回りの方々にも補聴器は購入したけれど装用していないということをお聞きします。

このようなことが生まれる原因の一つとして、安易な補聴器の購入があります。これを防ぐためには、三つの対策が一体となって取り組むことが必要と思います。第一に、難聴の適格な診断、第二に、介入が必要な加齢性難聴と診断された場合は可及的速やかに、補聴器……。

○議長（大関久義君） 林田君、時間が参りました。

○11番（林田美代子君） じゃあ、すぐ行きます。

高齢者の誰もが心身ともに健やかに豊かな生活が送れるように求めて、終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 林田美代子君の質問が終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番川村和夫君の発言を許可いたします。

川村和夫君。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 5番、公明党の川村和夫です。議長の許可を得て、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになられた方に御冥福をお祈りいたします。そして、一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、大項目1、笠間市の防災・減災についてです。

日本全国で、この1年間に災害が頻発しております。その被害は甚大化しており、その対応や対策が急がれております。市民の命を災害から守ることは、笠間市行政として最重要責務です。

そこで、小項目①、笠間市が策定しております笠間市地域防災計画について、お伺いいたします。この防災計画を一読させていただきましたが、あらゆる災害に対して、詳細に防災計画が具体的に立てられております。その中で、細かい点を何点かお聞きします。

まず、起こりうる災害として、笠間市として最も気になる災害、懸念している災害は何であるか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

笠間市地域防災計画でございますが、災害対策基本法に基づきまして、笠間市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、市並びに防災機関が市民を災害から保護するための事項を定め、風水害対策、震災対策、原子力災害対策から構成されておきまして、いずれの災害においても幅広い対応が必要であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

その中でも、最も気になる災害は何でしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） それぞれの災害におきまして、それぞれの程度がございます。最も気になると思しますのに一つということではございませんで、やはり風水害、震災、原子力対策ということで、幅広く対応してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでは、笠間市として防災推進に係る政策事業は充実していると思われませんか。それは具体的にどの分野でしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 具体的に充実しているという御質問頂戴いたしましたが、まず原子力災害広域避難計画につきましては、県内14市町村の中でまず最初に策定をしたことや、それに伴いまして避難訓練、避難待機時訓練などを重ねていることなどは充実している分野だというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 続きまして、地域防災を推進し充実するために、最も必要なものは何か、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 地域防災につきまして、自助・公助・共助の三つが重要とされているところでございまして、きめ細やかな地域防災につきましては、共助・自助の力が最も重要なことであり、市民に対しての意識啓発が大切であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 違う面で切ってみますと、例えば人材だとか、物資だとか、財政だとか、情報だとかというふうに分けた場合は、どんなものが想定されますか。最も必要なものとして。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 物資でありますとか、そういったものを事前に準備しておく

ものというのはもちろん大事でございますが、それらソフトの面として、それを活用していく人材、そういったものも必要になってまいると思います。そういったものを取りそろえて、それを活用できる体制というものが大切であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） では、この計画の策定経緯や、そして目的はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 地域防災計画の策定につきましては、市町村合併後の平成19年に災害対策基本法42条の規定に基づきまして、笠間市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、市民を災害から保護するためという目的で定めております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。最も市民の命が重要だということですね。

この策定に携わったメンバーの構成というのが、男女別で分かりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 策定の際のメンバーでございますが、平成19年の策定時には30名の防災会議に基づきまして構成されておりました、その当時女性はおりませんでした。

現在、32名で構成されておりました、女性委員は5名でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） なぜお聞きしましたかと申しますと、小項目④でも再度述べさせていただくのですけれども、女性の視点で、災害発生から避難所生活までの支援体制づくりというのは従来、男性中心でほとんどつくられたと思うんですね。これは、やっぱり女性が半分ぐらいいるような、やっぱり体制でないと、きめ細やかな支援というのはできないと思って質問させていただきました。

次に移ります。この地域防災計画は、先ほど述べたように、平成19年12月に策定されたとお伺いしましたが、その後、改定は具体的にどのような教訓を生かして、どのような視点で改正されているか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 改定でございますが、平成23年の東日本大震災発生におけます時点での行動検証を行いまして、震災発生時の状況、発生した問題点を洗い出しまして、その対応を反映しまして、平成24年10月に改定をしております。

改正点につきましては、情報手段の多様化、多層化、自主防災組織の結成、育成の強化、災害時要支援者の支援の強化、指定避難所の指定など、追加などを主に改定をしております。さらに、原子力災害対策におきまして、広域避難計画の策定など法令などの改正を踏まえまして、令和2年、令和3年、令和5年に改正を行っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その改定された計画なんですけれども、それでもっと詳細に落とし込んだ行動マニュアルというのがあると思うんですけれども、職員全員への周知はどのようにされているか。また、役割分担は、職員は必ず配置換えしてしまうと思うんですけれども、それは同じ役割でずっとなるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 災害時の職員の初動マニュアルでありますとか、避難所運営マニュアルを作成してございます。

そのマニュアルにつきましては、年度当初、庁内掲示板において周知、また共有フォルダーにおきましていつでも確認できるようになっております。また、今回の能登半島地震を受けまして、各部におきまして再度内容の確認をしているところでございます。

また、役割分担につきましては、各部、各課に文書事務を分けて定めておりますので、人事異動に伴う配置換えの際には役割が変わるということで進めております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ほかの企業なんかは携帯できる、その名刺サイズの何ページかで広げるといつも持っているので、そういう仕事をしている中で震災起きましたら、ここでは十二分な体制ができると思うんですけれども、もうみんなばらばらになったときにそういう携帯するものとか、今、掲示板で見るとかとありましたけれども、持ち出すことできないと思うので、そういうところを改正するとか、あとは役割分担が、配置換えするごとに覚えなくてはならないというのは物すごく負担だと思うので、そこは改善が必要かなと思います。

それで、小項目①は終わりにします。

それで、小項目②に移りたいと思います。

減災としての行政の対応についてですけれども、まず先ほど自助・共助というお話がありましたけれども、まず自分の身は自分の努力によって守るのが自助ですが、能登半島地震では家屋の倒壊によって圧死された方が多くおりました。

被害の軽減対策として、家屋の倒壊や家具等の転倒を防ぐための、行政としての関わりや支援補助があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、建物に対してでございます。旧耐震基準で建てられた建物に対しましての調査と、またそれに対する改修ということで補助制度がございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほどお話ありました、その旧耐震性、ちなみにこの倒壊のおそれがあると言われる1981年、昭和56年以前の建物というのは笠間市内にどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 平成30年度、土地統計調査を基にしました推計となります。令和4年3月時点の数字で申し上げますと8,237戸となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） これは笠間市全体では、どのぐらいの数字になるのでしょうか。パーセントとして。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 住宅総数2万7,700戸でございますので、約30%、3割強というところでしょうか。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 承知しました。

それでは、30%あるということは、もし想定される茨城県南部の地震とか東南海地震のときは、このぐらいの数がもう倒壊してしまうおそれがあるということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ちょっとお待ちいただき……、失礼しました。

○議長（大関久義君） どうぞ。

○総務部長（後藤弘樹君） 茨城県の地震被害想定調査におきましては、建物被害、全壊が20棟ということで今、想定がされております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

命を守るために、やっぱり意識から行動へ変えていかなくてはならないと思いますので、先ほど述べられたように、やっぱり具体的なその事前の備えをする啓発の取組にも力を入れなくてはならないと思うんですけれども、どのように思いますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、自助を啓発するということで、広報紙でありますとか、災害訓練、後は出前講座などでいろいろを広報させていただいておるところでございます。また、ハザードマップを防災記事として掲載いたしまして、市民の皆様に配布をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

続いて、共助についてですが、自分たちの地域は自分たちで守るために、自主防災組織が重要と考えますが、過去において私も住んでいる町内も自主防災組織を結成しましたが、この市全体でどのぐらいの地域が結成されているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市内310区のうち、現在156組織がされているところござい

ます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

よりよい組織づくりが減災につながるとは思いますけれども、その自主防災組織の推進の、この計画の推進をどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 新任の区長説明会での周知でありますとか、未結成地区の区長などに対しまして、結成についての個別対応などを行っております。また、結成の際には、経費の補助上限10万円としての補助、また資機材の補助、あと事務手続など簡素化するみなし結成などについても促進しているところでございます。

また、東日本大震災から13年がたちまして、結成が年1件程度と今現在となっておりますので、現在、地震によりまして市民の防災意識が高まっている今、未結成組織に対しまして結成に向けての取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そのぐらい推進して、自主防災組織ができてきますと、できただけではなくて、定期的な訓練の実施の推進や実施への支援について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 自主防災組織におきましては、自ら計画をいたしまして、各種訓練を実施しているところがございます。また、私どもも自主防災組織の要請を受けまして、訓練の際の支援をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。それを推進して強化していただければと思います。続いて、小項目③、防災訓練についてお伺いいたします。

いざというときはいつ起こるか分かりませんが、訓練を通じて心身ともに備えておくことは重要と思います。

今までの訓練状況についてお伺いいたします。年に何回、どのような時期に、どのような内容で実施されておるか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 主な訓練といたしまして、年に1回9月の防災週間に合わせまして、市の総合防災訓練といたしまして、住民参加型の訓練を実施しております。

訓練の内容といたしましては、地域の住民に避難をいただく避難訓練をはじめといたしまして、関係機関との情報伝達訓練、応急給水・給食訓練等を行っております。また、社会福祉施設や企業などにおきましても、各種法令に基づきまして、避難訓練や消火訓練などを計画的に実施されているところでございます。

その他、市職員の訓練といたしまして、年度当初に拠点避難所の開設担当職員を対象に、

避難所開設訓練や、実施日時を知らせずに開始をいたします職員の非常招集訓練など、時期を限定することなく実施をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうした毎回の訓練で明確になった課題は、どのように次回の訓練に生かされているのか、お伺いいたします。その具体的事例等はございますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 課題になった点につきまして、次回の訓練での具体的な例ということで、要配慮者への具体的な対応が課題となったことから、次回の防災訓練におきましては、社会福祉施設の利用者でありますとか、施設の職員に参加していただきまして、対応方法などを指導していただいたこと。また、風水害を想定した訓練におきましては、河川の氾濫など、情報収集に危険を伴う可能性などがあったことから、ドローンを啓発している団体に防災訓練に参加していただきまして、ドローンを活用した被害状況調査、伝達訓練なども実施したところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 相当その充実したというか、課題に対して対応しているというのがよく分かりました。

計画策定から訓練までお聞きしてまいりましたが、より一層の改善や強化が必要と思われませんが、これで万全ということはないので、そこで、小項目④、今後の防災・減災強化についてお伺いいたします。

令和6年度の山口市長の施政方針にも述べられておりましたが、地震に強いまちづくりの観点から、事務事業が盛り込まれました。県内で昨年、内水氾濫や線状降水帯による大雨で中小河川が氾濫し、家屋に被害が発生しました。

国や県が管理している河川ではなく、市が管理している河川はどのくらいあるのか。危険な箇所はどのくらいあるのか。また、今までできていますハザードマップの更新される計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、市が管理している河川でございますが、市の管理する河川は、準用河川の6河川が指定されております。その他、準用河川に満たない河川や沢などの水路がございます。

また、危険な箇所でございますが、市管理の河川の危険な箇所について、申し訳ございません、危険な箇所数ということで申し上げることはできませんが、区長や、また地主、隣接地主などから御連絡いただいた際には、現地などの確認をさせていただいているところでございます。

また、ハザードマップの更新でございますが、水防法の改正に伴いまして、涸沼川以外の県管理の11河川におきまして、最大規模の浸水想定区域の指定が必要となったことから、

令和6年度中に県におきまして、区域の公表が予定されております。これらを受けまして、笠間市でもハザードマップの更新を予定しているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 私の親戚も栃木県栃木に住んでいまして、ハザードマップ上で危険なその地域だったんです。ただ、日常ではこんなところに水が来ないと思っていたのが来てしまったりとか、私、高萩に私の前職のOBの方が住んでいて、30分前に電話したときは大丈夫だったのが2時間後にはもう2メートルも来ていたということ、事例がありますので、ここは安全だということはないと思うので、ぜひそのハザードマップでも、その危険なところをきちんと明示していただけるようお願いしたいと思います。

続いて、避難所についてお伺いいたします。拠点避難所は6か所とお聞きしましたが、逆に拠点避難ではなくて、指定避難所の数は幾つあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 指定避難所30か所がございまして、そのうち6か所が拠点避難所となっておりますので、通常の指定避難所24という形になります。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 起きてほしくはないのですが、災害のときに指定避難所の開設は、誰がどのように行うのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、指定避難所の前に拠点避難所がございますが、拠点避難所につきましては、あらかじめ避難所の開設の担当職員、担当課を選任しておりまして、地震の際には震度5弱以上を観測した場合には、災害対策本部の指示を待たずに開設の準備に入りまして、開設をさせていただきます。それ以外、地震以外の風水害などの際には、災害対策本部におきまして災害の状況などを判断して、開設することとしております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 開設する担当者自身が被災した場合、誰が責任者となって避難所を統括するのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 担当職員につきましては複数名指定をしておりますので、複数名で、まずは拠点避難所のほうに参ります。そのあと、担当課も決められておりますので、そこでの運営を、まずその担当課で運用していくことを予定しております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 人数は、1避難所何名なののでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 拠点避難所の担当職員といたしましては、1か所に5名ずつ指定をしております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

また、指定避難所のほかに緊急避難場所がありますけれども、これはどのようなときに使用し、どのような役割を果たすのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 緊急避難場所は、笠間市におきましては一時集結場所として位置づけておりまして、一時的に身を守るための緊急的に身を確保する場所としております。主に、公園など29か所をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

指定避難所の避難できる数は石井議員のときにお聞きしましたけれども、その想定を上回る災害があったときに、それ以上避難する人がいる場合、どういう対応をなさるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、避難につきましては、全員が避難所にとということではなく、自分が安全に身を寄せられるところという方も一定数いらっしゃるかと思っております。また、今、万が一、今想定をしている人数以上に避難者がある場合におきましては、指定避難所の附属施設の使用や、そのほかの公共施設などを使用して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今までは雑魚寝での大体、平米数だったと思うんですけれども、現在は段ボールベッドやテントなど、プライバシーの確保の観点から、大幅に避難可能人数が限られてきていると思うんです。その点を考慮した人員での避難所の人員計画は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 発災当初、身の危険を感じまして避難所に来ていただいている方につきましては、その面積にかかわらず、まずは避難所のほうの利用をしていただきたいと思いますと思っております。

一定の時期がたちまして、長期にわたるといような場合には、様々な基準を用いまして、その環境のほうを変えていきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 一つの案ですけれども、この避難所として民間施設との連携強化を平時のときに結んでおくというお考えはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現在、民間と締結しております災害支援協定におきまして、

避難所として御協力いただける施設が、ゴルフ場で二つほどございます。また、現在稼働している民間施設、また新たな民間施設ができた際には、災害時の避難所としての利用について働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 御存じだと思いますけれども、ちょっと話は変わりますが、御存じだと思いますけれども、内閣府で男女参画局が令和2年5月に災害対応力を強化する女性の視点として、防災復興ガイドラインが示されております。随所に、女性の視点からの提言がされております。

そこで、また笠間市でも能登半島地震の被災地への職員を派遣されていると思います。派遣された職員の皆様方は、本当に御苦労さまでした。そこで、派遣された職員から学ぶことも多いと思います。そこで、ぜひ参考にしていただき、今後の防災計画や防災マニュアルを作るときに反映させていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今回も能登半島の支援、現在11名ほど行っておりますが、その間、中に女性の職員も派遣のほうに行っている部分もございます。

また、女性の視点での今後の計画策定というのは、非常に重要なことだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。平時のときにやっぱり緊急のことを随時忘れないで準備するということが大切だと思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

以上で大項目1を終わりいたします。

続いて、大項目2に移ります。金融教育についてお伺いいたします。

近年、金融世界では時代環境の変化に伴い、貯蓄から投資へと金融資産のシフト、社会環境の変化、生活環境の変化がありますが、人は生活していく上でお金とは切っても切れない関係にあります。

また、国は今年4月から金融経済教育推進機構を設立し、夏に本格稼働させられるよう準備を進めております。私自身、前職の金融機関の仕事の中で、お金で人生を成功した人や失敗した人をたくさん見てまいりました。だからこそ、社会に出る前の、笠間市小中学校の学校での金融教育は重要なカリキュラムだと思いますので、質問をさせていただきます。

小項目①、今なぜ金融教育なのか、金融教育の導入はいつから始まったか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

小中学校における金融教育導入の背景ということでお答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、金融教育が小中学校で扱われる背景としては、インターネットの普及、それからスマホ所持率の高さから、キャッシュレス決済の必要性、それからゲームでの課金の問題などのトラブルが多発しているのも確かでございます。金融教育によって正しい知識を身につけて、金融リテラシーとか金融モラル、そういうものを向上させることは、現代の子どもたちにとって喫緊の課題だと認識をしています。

このため、近年、中学校の学習指導要領の中で、技術家庭の家庭分野においても、金銭の管理に関する学習内容の充実が図られるなど、学校教育の現場でも現代的な課題に対応するため、様々な変化が求められております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 導入の背景とか必要性は分かりました。

その目的はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 先ほど申し上げたところに付け加えまして、現代的な課題に対応するために、金融リテラシーを向上させるということが基本でございまして、基本的な金融知識を身につけて、金融商品を適切に選択して、そして責任ある消費者としての自ら資産を管理できるような将来の市民を育成したいと、そういうふうに思っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

そのようなことを踏まえまして、小項目②、現場での金融教育についてですが、小中学校のどの学年で、どのくらいの時間割で、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 小中学校の教育課程での実施している金融教育についてお話をしたいと思います。

主に、家庭科、それから社会科において行われているのが現状です。家庭科におきましては、小学校5年生で6時間、それから中学校2、3年生で9時間を目安に取り扱っております。社会科の授業では、中学校3年生の公民分野で24時間を目安に取り扱っております。

また、学校によっては、総合的な学習の時間や特別活動において、外部講師等も含めて金融に関する内容を取り扱います。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 時間割の多さにびっくりいたしました。

だけれども、そういうことだと、教える側の先生は金融教育を受けていない世代だと思うんです。私は金融機関にいましたから当然学ぶことが多いし経験もしましたけれども、

受けていない世代の先生が御苦勞多いと思うんですけれども、先生御自身がどのように学んで、児童生徒に教えているんですか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） ふだんの先生方の授業が終わってからの教材研究として扱われているというのが主なものなんですけれども、やはり私はプロの視点で学ぶことが一番大事だと思うので、例えば金融業者の方であったり、税に関する、いわゆる精通する方々であったりという、そういう外部講師を呼んでの講習のほうが多いと思います。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 学校なので、理解度を判断するためのテストもあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん評価しますので、あります。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ちなみに、100点とか何点での点数のつけ方なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） ワークテストにおいては、そういう形になります。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

そういうことは個人的にいろいろと点数差が出てきてしまうのでしょうかけれども、例えばその先生方とか、その教育関係でどのぐらいのレベル以上だったら子どもの理解度が安心したという、そのレベルはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大変難しい問題なんですけれども、やっぱり喫緊の課題として、自分自身金銭トラブルがあったという子どもに関しては、もう集中的に学習に取り組んでいるので、評価も高くなってくると思うんですね。

ただ、先生方の基準としては、平均的な点数が取れるような形で、一人一人がこれから生きる時代の中で、金銭感覚を持てるというような教育になればと思っています。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。テストもあるようですけれども、興味も私そそられましたので、実際に私も受けてみて、テストを受けてみて、どれだけ点数が取れるか、ちょっと興味が湧いてまいりました。

次に、小項目③に移ります。学んだ児童生徒の反応についてお伺いいたします。

難しい言葉で言えば、学ぶ意義の理解や魅力を感じているのでしょうか。そして、どのような力が育成されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 児童生徒の効果についてお話をしたいと思うのですが、まず先

ほど議員がおっしゃったとおり、こういう問題はなかなか教員としても苦手な部分というのがあるので、各教員が各授業で行っているのは、導入段階での工夫を行っています。

どれだけ興味を持たせるかというのが授業のやはり勝負だと思っていますので、例えば小学校家庭科では毎日の生活で自分や家族が何にお金を使っているのだろうという投げかけの中で、お小遣い帳を使ったりとか、そういうもので自分の金銭感覚を身につけるなんていうところが多いかと思います。中学校社会科においては、コンビニエンスストアの経営者になってみようと、いわゆるその売買という感覚でやっていくということですね。そういう形で、子どもたちが興味関心を持って、自分が経営者になったり、消費者になったりということを繰り返しながら、金銭教育を学んでいくということでございます。

最後には、小学校の子どもたちですけれども、学習シートなんかで感想等を書いていきますので、十分それが定着しているかどうかは、毎回の授業の評価の中で担任が行っているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

小項目④に移ります。そのように充実した金融教育にだんだんなってきたと思うのですが、今後の課題はありますか。要は、金融教育はその学びの場として、学校だけでなく、地域や行政を含む関係機関との連携が必要と考えますが、その仕組みづくり等についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校で金融教育を行う上での課題というのは、やっぱり大きく二つあるのかなと思っています。

この教育は、やはり学校の学習の中で、社会とのつながりが一番、やはり昨日の総合的な学習の時間と同じようにですけれども、そのつながりが大きいことなので、消費者の立場であったり、それからお店の立場であったりということをじかに体験できるような工夫が必要だということですね。

あとはもう一つは、議員おっしゃるとおり、今度新しくできるような機構を活用する。外部講師を、いかに自分の学区にそういう講師がいて、学校に対して事業を提供してくれるかということは、なかなか難しいと思うんです。一般社会で使う言葉を子どもたちに分かるような言葉に変えること自体が、やはり学校というところは難しいので、そういうところと連携していくということが大切かと思います。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。ぜひ、課題が出てきたら、それに対応する。対応しながら、充実したその事業にしていいただければ、社会に育ったときに、やっぱり十二分な対応力ができる児童生徒になっていくんだと思います。

金融教育プログラム、私、読ませていただいたんですけれども、社会の中で生きる力を

育む授業ということがありました。そのような、このような引用を踏まえて、小項目⑤、本来の授業とは違った、別な派生的な教育についてお伺いしたいと思います。

要は、自立する力の育成支援として様々な生き方があることを学び、体験することも、教育の一つと考えます。働く体験の場として、例えば金融教育の一環として、商売とか、なりわいを起こす起業を通じて、自分たちの住むこの笠間市の魅力やすばらしさ、商売の楽しさと大変さ、お金を稼ぐ難しさとありがたさを実感してもらえる機会としての場をつくっていただきたいと思います。

そして、この授業を経験した子どもたちが将来、起業家として、この笠間市で商売を楽しんでもらえることが、まさに教育の場として必要と考えます。例えば、起業家教育という体験学習なんですけれども、例えば具体的には、一つは株式会社を設立させて、児童生徒たちが、お金を金融機関から借りて動いてもいいですよ。借りて商売をする。そして、実際に商売をして、決算をして、利益が出たら、市に税金だとかできないですけれども、例えば寄附というような形で市長にお渡しするとかというような、そういう何というか、実社会に近いことをやってもらうということも一つかなと思いますし、もう一つは、例えば企業の経営者、笠間にもいっぱい大きな企業あると思いますけれども、現役の経営者が、そういうトップが語る経営というものを話していただくということは、一つの物語とか、ストーリーを話していただくようなテーマの持った授業があったら、経営に興味を持ってもらって、ただ学校からサラリーマンになるだけではなくて、いろいろな選択肢があるんだよ、例えばこんな世界があるんだよということが、児童生徒たちにできると思いますし、世界を広げてあげるのも学校教育の一つだと思いますけれども、担当部署としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、これからの子どもたちは、やっぱりキャリア教育の視点で学習を詰めるということは、十分大事なことだと思います。

極端に言えば、総合的な学習の時間の強化は、極端に言えばクイズ形式のようなもので、正解を探すような学習なんです。でも、キャリア教育は正解はないので、自分の歩み、これからやりたいことを、どういうふうを実現していくかという授業のつくりでやっていく、アントレプレナーシップであったりとか、自分の成功体験を積み上げていくことがやっぱり重要だと思っていますので、中学校においては2年生において職場体験学習が、どこの中学校でもメインで行われています。その職場体験学習に至るに当たって、例えば先輩方でいろいろな分野の職業をお持ちの方の講演会を開いたりとか、そういうことで身近なものに変えていくというものがあります。

小学校においては、議員から御提案があったように、株式会社ではないんですけれども、特に岩間第三小学校のほうでは自分たちでサツマイモを栽培して、そのサツマイモを三小の近くの業者に持ち込んでスイートポテトという形で商品化され、それを販売して利益を

得ています。パッケージも、それからネーミングも、それからいわゆる販売計画も、それも全て子どもたちが実績として行っておりますので、そういうキャリア教育を、今後もほかの学校に進められるように続けていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 私も大学でしたけれども、二つの大学で寄附講座という形で授業をさせていただいたんですけれども、教科書に書いていない、そのものに対しての学生たちの目は全然違うんですね。だから、やっぱりその教科書だけが世の中の全てではなくて、やっぱりいろいろなそのことが分かって社会人になっていくということは、非常に大切なことなので、ぜひそういうことを続けていただきたいと思いますし、新しいことを取り入れていただきたいと思っています。

小中学生には、金融教育をはじめ、いろいろな体験学習を通じて、いろいろな社会での適応能力を学びますが、最初に申し上げました、金融経済教育推進機構が今なぜ発足されるかという、これまで政府金融広報中央委員会、金融関係団体、学校職場等において、資産形成の啓発や教材作成等、金融経済教育に関する取組が実施されてきましたが、次のような主な課題が五つありまして、その中で最大に、私もこういうものなのかと思った一つがあるんですね。それは、金融経済教育を受けたと認識している人が、全体の7%しかいなかったということなんです。

ということは、まだ始まったばかりで、その上の世代の方たちは全然金融教育を受けていない。だから、例えば会社に入って、今は確定拠出年金加入をするんですけれども、経済投資教育が不十分なゆえに、自分の退職金の運用をマイナスさせてしまうとか、あとは長期投資や分散投資のリスク抑制効果があるとして今、NISAが流行っていますけれども、そういうのは分かっているのは4割しかないとか、あとは先ほど教育長がおっしゃっていた、そういうトラブル、消費者トラブルとか、そういう被害がもう頻発しているということと、あとは金融関係に関しては全然そういう連携を、横の連携をしていないという指摘を受けている中で、最大には認識しているのが7%しかないということは、笠間市の市民の方もそのぐらいしかないんだろと思って、小項目⑥の市民向けの金融教育についてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、金融経済教育に、様々な課題が存在します。その課題解決のために、市民向けの金融経済教育の一環として、具体的に言ってしまいますと、投資セミナーなどのような少人数などで開催するというのを、担当部署としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 市民に対する金融教育っていうのは、やはり議員がおっしゃるとおり、その歴史的背景から見ると、大変重要な部分だと思います。ただ、学校と違って、市民の皆様を教育という観点でいうと、なかなか人を集めをして教育を施すというのがな

かなかできないというのが状況です。

ですから、公民館活動の中で、本市においてはぜひこういう市民になってもらいたい、社会教育の中では、社会の要請と呼ぶのですが、こんな市民になってもらいたい教育を施すということで、令和2年度からかさま志民大学を開校しております。

その志民大学の中で、金融教育に関する講座がたくさん入っております。子育て応援コースとしては、令和4年度には小学1年生から4年生の親子を対象にした「ショップオーナーゲーム」、それから「ライフプラン作成で楽しくお金について学ぼう！」などを開催し、令和5年度には小学校3年生から6年生の親子を対象とした「親子で体験！はじめての投資～投資ゲームで楽しく学ぼう～」を開催しております。来年度には開校記念講座として「子育て世代のためのライフプラン講座」を開催し、金融教育を受けられなかった世代を対象にファイナンシャルプランナーを講師として招き、今後の生活に関わるライフプラン、先ほど議員がおっしゃっていた、今話題の新NISA、それからiDeCoについても分かりやすくお話ししていただく予定でございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、市民が選ぶ講座なので、なかなか難しい状況があります。そういうことで、例えばニンジン嫌いの子どもにいつの間にかニンジンと分からない間に食べさせるのが、公民館講座の一番の基本ですので、そういうことを通しながら、市民の方々の啓発に当たっていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。学校とは違いますから、当然そういう自由な選択の中で選ぶというのは難しいことだと思うんですけども、やっぱり世の中も、間違いなく、貯蓄に戻らなくて投資に行くというふうにも、国がかじ取りをしてしまったので、少しでもやっぱり自分のお金が減らないようにするための、やっぱり基本的なことは市民全員がやっぱり分からないとまずいことかな。要は、最終的には市税が上がらなくなるということになってしまいますので、そういうところをきめ細かに、なおかつ周知して集めるというのは大変だと思うんですけども、ぜひ努力をいただければと思います。

以上で大項目2終わりにしまして、大項目3に移ります。

大項目3は、笠間市のペットのマナーやエチケットについてです。

ペットという範囲が漠然としておりますので、今回は質問を絞って、犬の散歩時のマナーやエチケットについてお伺いいたします。

まず、笠間市の犬の保有数は何頭か、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 5番川村議員の御質問にお答えします。

ペットの、市民が笠間市のほうに犬を買って畜犬登録という形で登録されている、その数で御説明させていただきます。

狂犬病予防法に基づく本市の犬の登録頭数につきましては、過去5年間の数字で説明さ

せていただきますと、平成30年度末が5,604頭、令和元年度末が5,501頭、令和2年度末が5,391頭、令和3年度末が5,202頭、令和4年度末が4,684頭となっております、5年間で920頭の割合で約16.4%減少しているところです。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） なぜ、このような質問をさせていただいたかという、市民の方からこのようなお声をいただきました。

犬の散歩時、ふんをしたとき、それを持ち帰る袋を持たずにリードを引いている飼い主がいます。散歩している犬は、ふん尿します。それが電柱や道路標識、民家の塀や構築物に向けてします。それは、大体決まった場所にします。ふんを気づかずに踏んでしまったり、尿をされた塀や門などは尿の臭いがこびりついて悪臭を放つ、その箇所が変色したりさびてしまう。また、田んぼに犬のふんを投げたりとか、注意してもまた別の場所で行っているのではないかと。飼い主のモラルに任せてよいのかと、市として防止を徹底していくように、そのような行為をさせないようなルールが必要というお困りの声が聞かれました。強い現状への改善をおっしゃってありました。

ハインリッヒの法則の、裏側から言えば、私も金融機関にて一つの苦情、一つのお困り事があると300人の市民の方が同じことでお困りになっているということをつまえるならば、このようなお声がある中で、いろいろと担当課の窓口にも相談が寄せられていると思いますが、具体的にはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私ども環境推進部の窓口のほうに、窓口もしくは電話なんかでの御相談もしくは苦情等についての内容を御説明しますと、散歩時のふんの後始末、鳴き声、放し飼いなどに関するものが主な相談、苦情となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほど市民の方のお困り事に対して、具体的にはどのような対応をするのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 小項目②の質問に行って回答という形で。

○5番（川村和夫君） 構いません。

○環境推進部長（小里貴樹君） 現在の対応の状況ということでございます。

本市では、「広報かさま」お知らせ版やホームページ、SNSにより、飼い主に対してのルールやマナーに関する周知を図って行っております。また、希望される方にはペットのふんや放し飼いに関する看板の配布、また狂犬病予防注射時や犬の登録申請においてになったときにはマナーに関するパンフレットを配布する。市の施策としてやっているものとし、そのようなものがあるとともに、望まれない命を生み出さないための飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術費用への補助制度なんかを行ってございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 実際に、市民の方がそういうふんとか尿で困っていると、そういうお声を聞いて、対応するということはしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 直接市の職員が現場に赴く場合でございますが、市民の方から相談、苦情を受けたときに、相手方、飼い主が分かっている、行為者が分かっている場合なんかにつきましては、直接訪問し、しつけ方、飼い方、または犬の場合なんかで犬が登録されていない場合などについては登録を促したり、そのようなことを職員が行って、飼い主として遵守すべき事項などについて説明したりしております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そのような対応を丁寧にされていると思うんですけども、その対応の仕方について、担当部署として今やっていることに対して、問題点とか課題はございますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々としましては、一生懸命職員はやってくださっている部分なんですけど、飼い主が話をちゃんと聞いてくれなかったり、いわゆる飼い主としての責任、遵守すべき事項を一部の飼い主が守らないことによって、今議員がおっしゃられるような、お手紙を下さるような方がいらっしゃるような迷惑を感じたり、不快な思いをされる方がいらっしゃるような形、さらには我々が動物愛護の精神の下で行うような、人と動物の共生社会の実現ということをしていきたいというふうにみんなが願う中での支障になるのではないかとというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでもやっぱり相談される方は相当深刻な状況で、相談された方は、このようにも言っているんです。ペット用のおむつをさせて散歩してほしい。もう、ふんも尿も外でさせてほしくないというぐらい、深刻な状況なんですね。

私も、笠間市の条例を見ました。平成30年3月14日に笠間市動物愛護及び管理に関する条例の第6条（2）と（4）を読ませていただきました。

要は、条例で決まっていることをしないという、市民のマナーに関するところが一番問題だと思うんですけども、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。この条例に基づいての感じで。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員おっしゃられるように、平成30年に笠間市の動物愛護条例を制定して、環境、動物愛護政策を実施してまいっておりますのでございます。

おっしゃるような形として、一部の方の行為で迷惑を被っている方がいらっしゃるという部分は、現実問題であるという部分は承知しております。我々としては、そういったマ

ナーやエチケット、飼い主としての責任という部分につきましては、広報紙、ホームページ、SNSを含め、媒体を通じた中で周知していくことを継続していくことが非常に大切だというふうに思っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 部長の御答弁でありましたとおり、そこで、小項目③、マナーやエチケットの向上のために、今後の対応や新しいルールづくりのお考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 新しい取組という部分につきましては、今現状、何をということを説明できませんが、先ほど来言うように、周知、啓発という部分を今後も継続して行っていくことが非常に大切だというふうに思っております。

また、動物愛護政策を行っているのは笠間市だけでございませんので、先進事例等を行っているところがございます。県内でもあったり、そういうところを我々情報収集もしてございます。今後も幅広く調査研究をした中で、有効な施策を立案し、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） どうしても犬に目が行ってしまって、犬に対する処方箋しか出てこないんですけれども、そうすると反対側の愛護する方は虐待ということになってしまう可能性があるというのは、私も十二分に分かっています、あくまでもその条例でも、その所有者とか飼い主の責任を明確にしています。また条例で、笠間市すみよい環境条例等がありますので、ルールを守ってお互いに住みよいまちづくりをしていくためにも、困っている市民の方々が多くいるということをどう周知していくかが問題だと思っております。

それをどう徹底していくかということ、再度お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市民への周知の徹底をどうするというような御質問だと思いますが、繰り返しになりますが、広報紙、ホームページ、SNS、さらには予防注射の接種時や窓口に来られた際など、様々な場を通じて周知徹底をしていくということを継続していくことが大切かなというふうに思っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 施策でも改善が見られない場合は、どのように対応しますか。やっぱり、ルールづくりをしたほうが良いというふうにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ルールづくりをということだと思います。先ほど議員おっしゃっていただいたように、平成30年に動物愛護条例を制定してございます。またそれ以前にも、すみよい環境条例というものを制定してございます。

我々何でしょう、条例を制定しているということは、それが一つのルールであるのではないのかなど。笠間市として、きちんとした市民に向けたルール、それは市の責務もきちんと明示してあるものでございます。そういったものに基づいて、市は市の責務を果たし、市民に飼い主にはそれらを守っていただく、そういったことを周知していくことを継続してまいりたいと考えます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） お1人の方からの御意見と受け止めないで、やっぱりいろいろな方がいらっしゃるということを十二分にお考えいただいて、今後個別に強く対応していただけるような仕組みづくりとか、あとは職員の方が行動していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど答弁させていただきましたが、相談や苦情があった際、お困りの際には環境政策課のほうに連絡いただくとともに、相手方が分かれば市の職員が出向いた形で、その方に対しての飼い主の責任やそういったものを説明させていただく。また、県の動物指導センターも、笠間市にございます。そういったところの連携した対応等も取ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 困っている人がいる目線で、今後とも改善をよろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（大関久義君） 5番川村和夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時に開会いたします。

なお、この後、広報委員会を開催いたしますので、関係委員の方は委員会室に御移動願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 飯 田 正 憲